

令和元年 6 月例会：次第（令和元年 6 月 29 日開催）

1. 会長挨拶

2. 滋賀県医師連盟 副委員長 木村 隆 先生(大津市医師会会長)より説明

3. 報告事項

【会員の状況】 令和元年 5 月

- (1) 入会者：・長谷川 功 先生 済生会滋賀県病院 元年 5 月 1 日付
退会者：・松本 功 先生 松本耳鼻咽喉科医院 元年 5 月 31 日付（廃業）

(2) 会員の状況（令和元年 5 月）

A 会員： 134 名、 B 会員： 162 名、 合計： 296 名

【総 務 部】

[総 務]

(1) 認可外の事業所内保育施設に係る届出制の導入について

平成31年3月29日に児童福祉法施行規則の一部を改正する省令が公布、令和元年7月1日付施行との通知があった。改正省令の趣旨及び内容等に留意のうえ、対象となる施設を運営する機関に於かれては、適切な対応をお願いします。

1. 改正の趣旨及び内容（要約）

事業所内保育施設の届出対象化について

雇用する労働者の監護する乳幼児のみの保育を行う施設は、従来、届出対象外とされていたが、近年、事業所内保育施設でも様々な運営がなされている施設があることから、その果たしている役割を鑑み、行政がその事業内容を一律に把握することを可能とするため、全ての事業所内保育施設を届出の対象とする。

2. 経過措置

今回の改正によって新たに届出の対象となる事業所内保育施設について、施行日である7月1日時点で設置をしている施設については、9月30日までに届け出を行うこととしている。また、都道府県の条例等に基づき、既に児童福祉法第59条の2第1項各号に掲げる事項に相当する事項を都道府県知事に届け出ている事業所内保育施設の設置者は、改めての届出は不要である。

(2) 令和元年度広域災害時の医療救護班班長・副班長について （総務資料 1） p. 1

各地区における診療所の輪番制としている。昨年度の副班長が今年度は班長となる。

(3) 第 28 回全国医師会共同利用施設総会の開催について （総務資料 2） p. 2

開催日：令和元年 9 月 7 日（土）、8 日（日）。 開催場所：三重県伊勢市

- (4) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について (総務資料 3) p. 7
- (5) 2019 年度 医療対話推進者養成セミナー 後期日程のご案内 (総務資料 4) p. 14
- (6) 「予防接種とこどもの健康 2019 年度版」「予防接種ガイドライン 2019 年度版」のご案内 (総務資料 5) p. 18
- (7) 第 29 回 (2019 年度第 2 回) 認知症の医療と福祉の連携 IN 守山・野洲開催について
開催日時：2019 年 8 月 1 日 (木) 18 時～20 時。 参加締切：7 月 25 日 (総務資料 6) p. 20
- (8) 「第 5 回 認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会」にかかるポスター発表の募集について (総務資料 7) p. 22
令和元年 8 月 9 日 (金) 午後 5 時締切。直接申し込みください。
- (9) 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について (総務資料 8) p. 30
東近江市立能登川病院、医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院
- (10) 令和元年度滋賀県立小児保健医療センター遺伝カウンセリング研修事業の実施について (総務資料 9) p. 33
開催日時：令和元年 7 月 7 日 (日) 9:30～11:30。開催場所：県立小児保健医療センター
- (11) 特定健診・特定保健指導実践者育成研修の周知について (総務資料 10) p. 37
- (12) 肝炎 (初回・定期) 検査費用助成制度リーフレットの送付について (協力依頼) (総務資料 11) p. 42
- (13) 守山野洲医師会における、役員の任期満了による理事等の改選について (総務資料 12) p. 47
- (14) 令和元年度農薬危害防止運動実施について (総務資料 13) p. 48
- (15) 「令和元年夏の交通安全県民運動」リーフレットの送付について (総務資料 14) p. 50
例会資料に同封
- (16) 成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの構築に関する研究について (総務資料 15) p. 53
- (17) エボラ出血熱に係る注意喚起について (総務資料 16) p. 55
- (18) 病診連携の推進に係る意見交換会の開催について (ご案内) (総務資料 17) p. 58
開催日時：令和元年 10 月 31 日 (木) 午後 2 時～3 時 30 分 場所：滋賀医科大学
- (19) 手足口病に関する注意喚起について (総務資料 18) p. 60

(20) 滋賀県、滋賀県難病連絡協議会主催「第 11 回難病のつどい」のご案内
(総務資料 19) p. 67

(21) あおばな医療セミナー開催のご案内 (総務資料 20) p. 70

- ・日時：令和元年 7 月 13 日(土) 16:30～19:00
- ・場所：草津総合病院 9 階 あおばなホール
- ・概要：「急速に進歩した脂質異常症管理の現状と残された課題」
- ・主催：草津総合病院、アステラス製薬株式会社、興和株式会社

(22) 第 2 回あおばな医療セミナー開催のご案内 (総務資料 21) p. 72

- ・日時：令和元年 7 月 20 日(土) 18:00～19:30
- ・場所：クサツエストピアホテル 2F 瑞祥の間
- ・概要：「栄養管理の最前線」
- ・主催：草津総合病院、株式会社大塚製薬

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 150」について

病理診断報告書の確認忘れ—上部消化管内視鏡検査—

「病理診断報告書の確認忘れ」を医療安全情報 No. 71(2012 年 10 月)で取り上げました。その後、類似の事例が 35 件報告されており、そのうち 26 件は上部消化管内視鏡検査の生検組織診断の事例(集計期間：2012 年 9 月 1 日～2019 年 3 月 31 日)なのでご留意願いたい。

[事例が発生した医療機関の取り組み]

- ・病理診断報告書を誰が見て誰が患者に説明するかを明確にする。
- ・病理検査を行ったことと後日結果を説明することを患者に伝えておく。

[総合評価部会の意見]

☆日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」のページ

<http://www.med-safe.jp/>

[発出元：滋賀県健康医療福祉部医療政策課 令和元年 5 月 22 日付(滋医政第 545 号)]

(2) 医薬品の「使用上の注意」の改訂について 【日医常任理事通知(法安 25)】

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されているのでご確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00001.html

☆令和元年 5 月 9 日付け

- ①デュラグルチド(遺伝子組換え)②イブラグリフロジンL-プロリン、トホグリフロジン水和物③エンパグリフロジン④エンパグリフロジン・リナグリプチン⑤カナグリフロジン水和物⑥シタグリプチンリン酸塩水和物・イブラグリフロジンL-プロリン⑦ダパグリフロジンプロビレングリコール水和物⑧テネリグリプチン臭化水素酸塩水和物・カナグリフロジン水和物⑨ルセオグリフロジン水和物⑩ニボルマブ(遺伝子組換え)⑪レンバチニブメシル酸塩⑫インフルエンザHAワクチン

(3) 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第20回報告書の公表について

今般、標記報告書について、日本医療機能評価機構より公表された。同様の事例の再発防止および発生の未然防止のため、標記報告書を活用されたい。

なお、報告書は(財)日本医療機能評価機構 HP に掲載

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 HP

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

[発出元：日本医師会 令和元年5月15日付(法安24)]

(4) 医療事故の再発防止に向けた提言第9号の公表について

今般、日本医療安全調査機構より医療事故の再発防止に向けた提言として、下記についての死亡事例の分析が公表されたので、同様の事例の再発防止および発生の未然防止のため活用されたい。

第9号：入院中に発生した転倒・転落による頭部外傷に係る死亡事例の分析

URL <https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/>

[発出元：滋賀県健康医療福祉部医療政策課 令和元年6月10日付(滋医政第621号)]

(5) 医療事故調査制度における解剖等調査の適切な選択・実施について

平成31年1月1日より、死体検案書等を交付した医師が、その後、解剖や病理組織学的検査等により死因等を確定又は変更した場合は、死因統計の一層の正確性を図ることを目的に厚生労働省にその旨を報告することとされております。

本件は死因究明を行うためには、有効な方法とされる解剖をはじめ、病理組織学的検査、死亡時画像診断等の調査が適切に選択・実施されることが重要であると考えられることから、死亡後の諸検査の意義について、遺族にも丁寧な説明を行うことを含め、医療事故調査の適切な実施について協力を求めるものであるのでご留意いただきたい。

厚生労働省詳細ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03125.html

【保 険 部】

(1) 疑義解釈資料(その15)について 【日医常任理事通知(保49)】

(県医師会報6月号35～36ページに掲載済)

(2) 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について 【日医発第256号(保50)】

(概要は県医師会報6月号32～34ページに掲載済)

(詳細は日医雑誌7月号に掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>

(3) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」等について

【日医発第268号(保55)】

(概要は県医師会報7月号に掲載予定)(詳細は日医雑誌8月号に掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (4) 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について 【日医発第 183 号(保 33)】
(概要は県医師会報 6 月号 30～32 ページに掲載済)
(詳細は日医雑誌 7 月号に掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (5) チサゲンレクルユーセル製剤（キムリア点滴静注）に係る「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
(概要は県医師会報 6 月号 34 ページに掲載済) 【日医発第 258 号（保 52）】

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (6) アクテムラ点滴静注用 80mg、同 200mg 及び同 400mg の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正について
(概要は県医師会報 7 月号に掲載予定) 【日医発第 259 号（保 53）】

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (7) チサゲンレクルユーセル製剤（キムリア点滴静注）に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について 【日医発第 257 号(地 84) (保 51)】
(概要は県医師会報 7 月号に掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (8) 公知申請に係る事前評価が終了し、医薬品医療機器等法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて 【日医発第 260 号（保 54）】
(概要は県医師会報 6 月号 35 ページに掲載済)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (9) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について 【日医発第 269 号（保 56）】
(県医師会報 7 月号に掲載予定) (詳細は日医雑誌 8 月号に掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

- (10) 医療機器の保険適用について（6 月 1 日保険適用分）及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第 270 号（保 57）】【日医事務連絡（保 58）】

(11) 共済組合員証の無効について

厚生労働省第二共済組合東近江総合医療センター所属所(保険者番号31250095)

組合員証番号	無効年月日	無効事由	備考
50114721	R 元. 5. 15	紛失のため	当該組合員は滋賀県東近江市在住
50116029	R 元. 5. 20	盗難のため	当該組合員は滋賀県東近江市在住

(県医師会報 6 月号 36 ページに掲載済)

(12) 「第 22 回中医協医療経済実態調査」への協力について 【日医発第 250 号 (保 46)】

(県医師会報 6 月号 38 ページに掲載済)

- ・現在、中央社会保険医療協議会（中医協）においては、第 22 回中医協医療経済実態調査が実施されている。本調査は、病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的に 2 年に 1 度実施されるもの 《調査対象約 9,300 医療機関》
- ・本会としては、診療報酬改定の重要な基礎資料となるこの調査に、従来どおり協力することとしたので、調査客体に選ばれた医療機関におかれては、ご多端の折、しかも煩瑣な調査内容であるが、主旨をご高承たまわり、ご協力願いたい

(13) 解散した健康保険組合の請求について

【社保支払基金滋賀支部事務連絡】(県医師会報 6 月号 30 ページに掲載済)

(14) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布及び一部の施行について 【日医発第 276 号 (保 59)】

(概要は県医師会報 7 月号に掲載予定)

(15) ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出の取扱いについて

(県医師会報 6 月号 37 ページに掲載済)

- ・届出対象の医療機関には近畿厚生局滋賀事務所から通知が届いているのでご確認願いたい

(16) 長期投与について

(県医師会報 7 月号に掲載予定)

- ・「1 回 14 日分を限度」とされている医薬品を、必要最小限の範囲で、1 回 30 日分を限度に投与して差し支えないのは、①海外への渡航、②ゴールデンウィーク、③年末年始のときだけであり、お盆休みや国内旅行は該当しない
- ・①～③の理由で 14 日分を超えて投与する場合には、診療報酬明細書の摘要欄、あるいは院外処方せんの備考欄に投与した理由（「海外旅行につき」など）を記載すること

〔その他〕

(17) 本年 8 月実施の米原市福祉医療費助成事業における「重度心身障害者（児）」、「重度心身障害老人」の制度拡大について

(18) 国保連合会における再審査等請求書の様式変更について

※国保連合会ホームページに掲載済

http://www.shigakokuho.or.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=408&frmCd=17-0-0-0-0

(19) 向精神薬長期処方の研修「不安又は不眠に係る適切な研修」の要件について
(県医師会報 6 月号 41 ページに掲載済)

(20) 再診料に係る地域包括診療加算・認知症地域包括診療加算及び地域包括診療料・認知症地域包括診療料の施設基準にある『慢性疾患の指導に係る適切な研修』の要件について

※標記施設基準にある『慢性疾患の指導に係る適切な研修[※]』の要件については、前回の施設基準届出時から 2 年毎に当該研修を受講したことを証明する書類を近畿厚生局滋賀事務所へ提出する必要があるので、前回 H29 年 8 月 1 日付け算定開始で届出受理されている医療機関にあってはご留意願いたい

※注) 日本医師会生涯教育制度に係る研修であり、2 年間で通算 20 時間以上の受講が必要

20 時間の講習の中には、カリキュラムコードとして 29 認知能の障害、74 高血圧症、75 脂質異常症、76 糖尿病を含んでおり、それぞれ 1 時間以上の研修（座学）を受講しなければならず、かつ服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれていなければならない

☆「研修修了に関する届出」が 3 回目以降となる医療機関は、平成 30 年 7 月 10 日付け「疑義解釈資料（その 5）」の問 4 も確認のこと

★研修要件を満たせない場合は辞退の届出を提出する

【小児保健部】

〔学 校 保 健〕

(1) 学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)

文部科学省では、学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等(以下、「医療的ケア児」という)に対する小中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方を再検討し医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理するため、平成29年10月から「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」を設置していた。平成31年3月、本検討会議において「最終まとめ」が取りまとめられ、それを受け文部科学省において、今後、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について「学校における医療的ケアの今後の対応について」として整理されたので周知願いたい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1414596.htm

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2019/03/22/1413967-001.pdf

[発出元：日本医師会 令和元年 5 月 24 日付(健 I 58)]

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 「風しんの追加的対策」における風しんの抗体検査及び予防接種の費用の請求に関する留意点について

標記留意点については、会報 6 月号お知らせに掲載するとともに、本会ホームページに掲載しているので、ご高覧をお願いしたい。なお、集合契約に参加の医療機関には、留意点に関する資料をファックスおよび直送したのでご確認願いたい。

(2) 4 種混合ワクチン (DPT-IPV) (製品名：テトラビック皮下注シリンジ) の一部ロット製品の回収について

一般財団法人阪大微生物病研究会 (阪大微研) および田辺三菱製薬株式会社が製造販売する 4 種混合ワクチン (DPT-IPV) (製品名：テトラビック皮下注シリンジ) の一部ロット製品について自主回収を行うこととなったので、ご高配願いたい。

https://www.biken.or.jp/wp-content/uploads/Product_Doc/tetrabik_1/info_tetrabik_20190607.pdf

[発出元：日本医師会 令和元年 6 月 11 日付(健康 II 34F)]

(3) セファゾリンナトリウム注射用「日医工」の供給不足に伴う 医療機関における抗菌薬供給等に関する情報収集について

平成 31 年 2 月に日医工株式会社 (以下「日医工」という。) からセファゾリンナトリウム注射用 0.25g/0.5g/1g/2g の供給に支障をきたす可能性がある旨の周知があったことに関連し、厚生労働省が医療機関への影響等の実情を把握するため、インターネット上にアンケートを用意した。情報提供頂ける医療機関があれば下記ウェブサイトにてご協力を願いたい。

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/201906_01_cefazolin

アンケート実施期間： 令和元年 6 月 3 日 9 時 30 分～6 月 30 日 23 時 59 分

[発出元：日本医師会 令和元年 6 月 11 日付(健康 II 34F)]

【産業保健部】

[産業保健]

(1) 日本医師会ホームページ産業保健関連のお知らせについて

日本医師会のホームページに産業保健関連のページが新設され、産業医の契約書 (参考例) や働き方改革関連法解説等が掲載されたのでご高覧いただきたい。

産業医のひろば (ツール集)

http://www.med.or.jp/doctor/ssi/sangyo_info/008586.html

[発出元：日本医師会 令和元年 6 月 12 日付(健 II 36F)]

(2) 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令について

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 149 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 68 号）により、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 67 条第 1 項に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、オルトートルイジン（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加するとともに、当該業務に 5 年以上従事した経験を有することを交付要件とすることとなったので周知願いたい。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190522K0040.pdf>

[発出元：日本医師会 令和元年 5 月 17 日付(健 I 57)]

(3) 厚生労働省「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

厚生労働省は昨年に引き続き、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的としたリーフレットを作成し、管内の市町村、医療機関等を通じて、特に高齢者、障害児（者）、小児等には重点的に熱中症の予防法を呼びかけることを依頼しているので、周知につきご高配願いたい。

☆熱中症関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

☆熱中症診療ガイドライン2015

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10800000-Iseikyoku/heatstroke2015.pdf>

[発出元：日本医師会 令和元年 6 月 5 日付(地 81)(健 I 61)(健 II 32)(介 33)]

4. 講演会・研修会等のご案内

(総務資料 22) p. 74

5. 当医師会 7 月の行事予定表

(総務資料 23) p. 76

☆☆☆ 医協連絡事項 ☆☆☆

1. 医療用品カタログ「GooDs」配送について

G20 大阪サミットの開催に伴い、6/27（木）～6/30（日）の期間中大阪府内では大規模な交通規制があります。従いまして大阪内での物流の滞留によりご注文商品の配達が遅れが予想されますので余裕を持ってご注文いただきますようお願いいたします。

2. お中元ギフトのご案内

季節の高級フルーツ等を掲載いたしました「夏のごちそう便り」を医協ニュース 6 月号の折込チラシでご案内しております。全品送料無料・8/2 申込締切（マンゴーは 7/20）となっておりますので、お中元やご自宅用にぜひご利用下さい。

3. 医師協でんきのご案内

電力を多く消費する夏がやってまいりました。経費削減のためにも医師協でんきをご検討されてはいかがでしょうか？切替手続きに費用はかかりません。月々の検針票があれば簡単に試算できますのでお気軽に購買課までご相談下さい。

4. 団体総合生活保険（ゴルフープラン）更新のご案内

団体総合生活保険（ゴルフープラン）ですが、9月1日にて満期更新となります。

更新手続き、新規申込につきましては医協ニュース6月号にて掲載しておりますのでご一読下さい。なお、加入者の皆さまへは個別に更新案内を送付しておりますのでご確認の程、宜しくお願い申し上げます。

5. 火災保険のご案内

新聞各紙で報道されておりますとおり、今年の10月に保険料率の改定が行われ保険料の値上げが予定されております。原因は昨今の台風や集中豪雨等の自然災害による保険金支払いが増えたことも影響したと考えられます。保険料が値上げされる前に補償内容や保険期間も含めて見直しを考えてはいかがでしょうか。

当組合では、4社の保険会社より商品比較の上、ご提案が可能です。また、集団扱による割引やセキュリティ割引もございますので、ご相談は福祉課までお願いいたします。

6. 第53期通常総代会報告

令和元年5月18日（土）に第53期通常総代会が、びわ湖大津プリンスホテルにて開催され、上程された全ての議案について可決・承認されました。大変お忙しい中、ご出席いただきました総代ならびにオブザーバーの先生方には厚く御礼申し上げます。

7. 出資配当金のご案内

平成30年度分の出資配当金が確定いたしました。医療機関宛てにご案内を送付いたしますのでご確認の程お願いいたします。

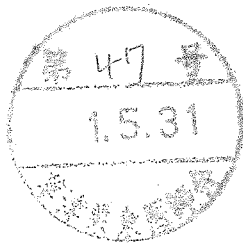
★資料は草津栗東医師会ホームページ会員ページに掲載

ID : kusakuri

パスワード: kusakuri2016

広域災害時の医療救護班一覧表

		班 長	副班長	
		(昨年度の副班長)	新任	
		令和元年度		
草津地区	草津第二小学校 JR以東・新草津川以北	藤澤 大輔	津田 道夫	
"	玉川小学校 JR以東・新草津川以南	問山 健太郎	久保田 真吾	
"	笠縫小学校 JR以西・旧草津川以北	瀬野 悟史	佐々木 康成	
"	老上小学校 JR以西・旧草津川以南	佐藤 恒	神田 則和	
栗東地区		有方 雅彦	樋上 雅一	
"		増田 江利子	花田 芳郎	
"		畑 和憲	福井 徹哉	



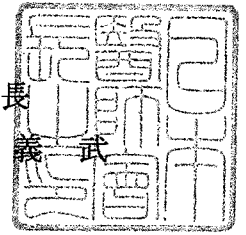
日医発第 228 号 (地 75)

令和元年 5 月 27 日

郡市区医師会長 殿

日本医師会 会長

横 倉 義 一



第 28 回全国医師会共同利用施設総会の開催について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴職におかれましては、平素より地域医療・保健・福祉の充実、推進に格別のご尽力を賜っておりますことに対し、敬意を表する次第であります。

さて本会では、実効ある医師会活動の地域展開と共同利用施設の発展を期するため、これらの施設に係わる諸問題を取り上げ、全国的視野で研究討議を行うとともに、情報交換を行う目的で、全国医師会共同利用施設総会を隔年で開催してまいりました。

本年度は、別添開催要領・プログラムのとおり、第 28 回全国医師会共同利用施設総会を、三重県医師会のご担当で、令和元年 9 月 7 日(土)、8 日(日)の 2 日間、志摩市の Hotel&Resorts ISE-SHIMA およびホテル志摩スペイン村において開催することとなりました。「医師会共同利用施設の意義とこれからの方向性」をメインテーマとし、3 分科会方式で行います。

つきましては、本総会の開催主旨をご了知いただき、多数ご参加賜りますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

ご参加の場合は、「総会参加・宿泊の申込等のご案内」をご参照の上、貴会役職員の分をお取り纏めいただき、「申込専用 web サイト」から令和元年 7 月 31 日(水)までにお申込みください (web サイトからのお申込みができない場合は、同案内に添付の申込書により F A X またはメールにてお申込みください)。服装は軽装 (クールビズ) でも結構です。

なお、貴会管下医師会共同利用施設 (医師会病院、検査・健診センター、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、ホームヘルパーステーション) には、本会より直接送付いたしますことを申し添えます。

第28回全国医師会共同利用施設総会 開 催 要 領

目 的： 医師会共同利用施設は地域医師会活動の拠点として、医療、保健、介護・福祉の重要な役割を担い、かかりつけ医と連携しつつ地域に貢献してきた。しかしながら、超高齢社会における医師会共同利用施設の将来を見据えれば、地域における医療・介護の連携・充実がさらに求められるところである。

そこで、今回の総会では「医師会共同利用施設の意義とこれからの方向性」をメインテーマに掲げ、現場での取り組みについてご報告いただくとともに、今後の医師会共同利用施設の役割・方向性等多面的に討議を行い、併せて現地施設の見学を行う。

名 称：第28回全国医師会共同利用施設総会

主 催：日本医師会（担当：地域医療課）

〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16

TEL 03-3946-2121(代) FAX 03-3946-6295(代)

TEL 03-3942-6137(地) FAX 03-3946-2140(地)

担 当：三重県医師会

〒514-8538 三重県津市桜橋 2-191-4

TEL 059-228-3822(代) FAX 059-225-7801(代)

期 日：令和元年9月7日(土)、8日(日)の2日間

プログラム：裏面参照

会 場：＜総会・第1・2分科会＞「Hotel & Resorts ISE-SHIMA」（ホテル&リゾート伊勢志摩）
（旧：伊勢志摩ロイヤルホテル）

〒517-0295 三重県志摩市磯部町の矢字笠取 939-6 TEL 0599-55-2111(代)

＜第3分科会・懇親会＞「ホテル志摩スペイン村」

〒517-0212 三重県志摩市磯部町坂崎 952-22 TEL 0599-57-3511(代)

見学施設：(1) 松阪市健診センター・松阪地区医師会臨床検査センター
(2) 特別養護老人ホーム「神路園」

参加者：(1) 日本医師会会員
(2) 都道府県医師会、郡市区医師会役職員
(3) 医師会共同利用施設関係者
(4) 日本医師会医師会共同利用施設検討委員会委員

参加登録費：無料（従来通り交通費・宿泊費等は自己負担）

申込方法：「総会参加・宿泊の申込等のご案内」をご参照の上、医師会や施設ごとにまとめていただき、令和元年7月31日（水）までに下記の申込専用Webサイトからお申込みください。（Webサイトからのお申し込みが出来ない場合には、同案内に添付しております申込書にご記入のうえFAXにてお申し込みください。）

申込先：第28回全国医師会共同利用施設総会申込専用Webサイト

<https://www.knt-c.co.jp/ec/med28/>

株式会社近畿日本ツーリスト関西 トラベルサービスセンター西日本

〒550-0013 大阪市西区新町1-16-1 太陽日酸新町ビル7F

TEL 050-3786-3315 FAX 050-3786-7519

担当者：『第28回全国医師会共同利用施設総会』係（担当者：高橋・中村）

営業時間：10：00～17：00（土・日・祝日休業）

第28回全国医師会共同利用施設総会 プログラム

メインテーマ「医師会共同利用施設の意義とこれからの方向性」

日 時：令和元年9月7日(土)、8日(日)

場 所：Hotel&Resorts ISE-SHIMA (ホテル&リゾート伊勢志摩)
ホテル志摩スペイン村

第1日 令和元年9月7日(土) 於：Hotel&Resorts ISE-SHIMA 2F「ロイヤルホール」

[総 会]

- | | | |
|-------------|--|------------------------|
| 13:00～ | 受 付 | |
| | | 総合司会：三重県医師会 |
| 14:00～14:20 | 開 会 | 三重県医師会 |
| | 挨拶 | 日本医師会長 横倉義武
三重県医師会長 |
| | 来賓挨拶 | 三重県知事
志摩市長 |
| 14:20～15:20 | 特別講演 | |
| | 座長：三重県医師会 | |
| | 演者：日本医師会長 横倉義武 | |
| 15:20～15:30 | 平成30・令和元年度全国医師会共同利用施設
施設長検査健診管理者連絡協議会報告 | |
| 15:30～ | <休憩・移動> (分科会によって時間が異なります) | |
| 15:45～17:45 | 第1・第2分科会 (※終了後、懇親会場のホテルへ移動) | |
| 16:00～18:00 | 第3分科会 | |

第1分科会(医師会病院関係) 於：Hotel&Resorts ISE-SHIMA 2F「ロイヤルホール」

座長：日本医師会常任理事 松本吉郎

- シンポジウム
1. 郡山市医療介護病院 (福島県)
 2. 東京都医師会主導「東京総合医療ネットワーク」 (東京都)
 3. 宮崎市郡医師会病院 (宮崎県)
 4. 鹿児島市医師会病院 (鹿児島県)

質疑・応答

第2分科会(検査・健診センター関係) 於：Hotel&Resorts ISE-SHIMA 2F「グランドホール」

座長：佐賀県医師会長/日医医師会共同利用施設検討委員会委員長 池田秀夫

- シンポジウム
1. 山形市医師会健診センター (山形県)
 2. 高岡市医師会臨床検査センター (富山県)
 3. 岡山市医師会総合メディカルセンター (岡山県)
 4. 小倉医師会健診センター (福岡県)

質疑・応答

第3分科会(介護保険関連施設関係) 於：ホテル志摩スペイン村 2F「アンダルシア」

座長：埼玉県医師会副会長/日医医師会共同利用施設検討委員会副委員長 利根川洋二
シンポジウム 1. 埼玉県内郡市30医師会在宅医療支援センター（埼玉県）
2. 松阪地区医師会居宅介護部門（三重県）
3. 東成区医師会（大阪府）
4. 安来市医師会（島根県）

質疑・応答

18:30～20:00 <懇親会> 於：ホテル志摩スペイン村 2F「エスパーニャ」

第2日 令和元年9月8日(日) 於：Hotel & Resorts ISE-SHIMA 2F「ロイヤルホール」

9:00～ 受付（1日目に受付をしていない方のみ）
総合司会：三重県医師会
9:30～10:00 三重県内共同利用施設紹介
10:00～10:15 分科会報告 各分科会座長
10:15～11:00 全体討議
座長：日本医師会常任理事 松本吉郎
11:00～11:05 総括 日本医師会副会長 今村 聡
11:05～11:10 次期（令和3年度）担当医師会長挨拶
北海道医師会長 長瀬 清
11:10 閉会 三重県医師会

[施設見学に参加されない方]

11:20～12:20 昼食 於：Hotel & Resorts ISE-SHIMA 2F「グランドホール」

[施設見学に参加される方]

・第1コース（11:20～12:00 ホテルで昼食）

12:00発→松阪市健診センター・松阪地区医師会臨床検査センター→松阪駅14:35着予定
（観光付き15:35 〃 ）

・第2コース

11:20発→神路園〔特別養護老人ホーム〕（伊勢市）（昼食）→宇治山田駅13:30着予定
（観光付き16:10 〃 ）

※施設見学は、出発時間が異なります。

※施設見学後、第1コースは「松阪旧跡めぐり」、第2コースは「伊勢神宮内宮正式参拝とおはらい町散策」を予定しております（希望者のみ）。

厚生労働省発障0523第1号
令和元年5月23日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
特別区区長

厚生労働事務次官
(公印省略)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）に基づき、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成7年6月16日厚生事務次官通知）を別添のとおり改正し、令和元年6月1日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、管内市町村等に対する周知につき配慮されたい。

なお、本通知の改正は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条の規定による入院の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第59条の4の規定による入院の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の規定による入院の自己負担額の、令和元年6月の算定分から適用することとし、令和元年5月以前の算定分については、なお従前の例による。

また、本通知の改正の際現に入院している者であって、本通知の改正後の認定基準に基づき認定を行った結果、新たに費用徴収されることとなる者又は自己負担することとなる者については、改正前の認定基準に基づき認定を行うこと。

別紙

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準

第1 認定の基準

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第31条の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻薬取締法」という。）第59条の4の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第37条第2項の自己負担額は、月額によって決定するものとし、その額は、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）について精神保健福祉法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の規定による入院、麻薬取締法第58条の8第1項の規定による入院又は感染症法第19条、第20条（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）若しくは第46条の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）（以下「所得割」という。）の額を合算した額を基礎として、次表により認定した額とすること。

所得割の額の合算額 （年額）	費用徴収額又は自己負担額（月額）
56万4千円以下	0円
56万4千円超	2万円。ただし、措置入院に要した医療費の額又は入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額（精神保健福祉法第30条の2（麻薬取締法第58条の17第2項により準用する場合を含む。）又は感染症法第39条に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、2万円に満たない場合は、その額。

- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）

があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 当該患者又はその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 当該患者又はその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 月の途中で措置入院又は公費負担を開始し、又は終了する場合には、その月の費用徴収額又は自己負担額の認定に当たっては、日割計算をするものとし、1の表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に措置入院又は公費負担の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

この場合において、1円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てること。

4 当該患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成7年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付を受けている場合には、所管の福祉事務所長の証明により、費用徴収を行わず、又は自己負担をさせないものとする。

5 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、自己負担額又は費用徴収額は、1から3までにより認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができるものとする。

第２ 認定の方法

費用徴収額及び自己負担額の認定に当たっては、当該患者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等支援法の適用の有無、所得の有無及び所得割の額等を把握する必要があること。したがって、措置入院患者についてはその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者（以下「配偶者等」という。）から、入院患者については公費負担の申請者から必要な書類を提出させ、又は市町村役場、福祉事務所等の関係機関、配偶者等若しくは保護者（感染症法第１５条第３項に規定するものをいう。）に対し照会を行うなど適切な方法により、これらの事項の把握に努めるものとする。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について（平成7年6月16日厚生省発 健医第189号）

改正後	改正前												
別紙 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準	別紙 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準												
第1 認定の基準 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第31条の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻薬取締法」という。）第59条の4の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第37条第2項の自己負担額は、月額によって決定するものとし、その額は、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）について精神保健福祉法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の規定による入院、麻薬取締法第58条の8第1項の規定による入院又は感染症法第19条、第20条（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）若しくは第46条の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）（以下「所得割」という。）の額を合算した額を基礎として、次表により認定した額とすること。	第1 認定の基準 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項の自己負担額は、月額によって決定するものとし、その額は、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。）を合算した額を基礎として、次表により認定した額とすること。												
<table><tr><th>所得割の額の合算額（年額）</th><th>費用徴収額又は自己負担額（月額）</th></tr><tr><td>56万4千円以下</td><td>0円</td></tr><tr><td>56万4千円超</td><td>2万円。ただし、措置入院に要した医療費</td></tr></table>	所得割の額の合算額（年額）	費用徴収額又は自己負担額（月額）	56万4千円以下	0円	56万4千円超	2万円。ただし、措置入院に要した医療費	<table><tr><th>所得税額の合算額（年額）</th><th>費用徴収額又は自己負担額（月額）</th></tr><tr><td>147万円以下</td><td>0円</td></tr><tr><td>147万円超</td><td>2万円。ただし、措置入院に要した医療費</td></tr></table>	所得税額の合算額（年額）	費用徴収額又は自己負担額（月額）	147万円以下	0円	147万円超	2万円。ただし、措置入院に要した医療費
所得割の額の合算額（年額）	費用徴収額又は自己負担額（月額）												
56万4千円以下	0円												
56万4千円超	2万円。ただし、措置入院に要した医療費												
所得税額の合算額（年額）	費用徴収額又は自己負担額（月額）												
147万円以下	0円												
147万円超	2万円。ただし、措置入院に要した医療費												

の額又は入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額（精神保健福祉法第30条の2（麻薬取締法第58条の17第2項により準用する場合を含む。）又は感染症法第39条に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、2万円に満たない場合は、その額。

の額又は入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2（麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第2項により準用する場合を含む。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、2万円に満たない場合は、その額。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 当該患者又はその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 当該患者又はその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定

（新設）

により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 (略)

4 当該患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成7年法律第30号。以下「中国残留法人等支援法」という。）による支援給付を受けている場合には、所管の福祉事務所の証明により、費用徴収を行わず、又は自己負担をさせないものとする。

5 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、自己負担額又は費用徴収額は、1から3までにより認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができることとする。

第2 認定の方法

費用徴収額及び自己負担額の認定に当たっては、当該患者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等支援法の適用の有無、所得の有無及び所得割の額等を把握する必要があること。したがって、措置入院患者についてはその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者（以下「配偶者等」という。）から、入院患者については公費負担の申請者から必要な書類を提出させ、又は市町村役場、福祉事務所等の関係機関、配偶者等若しくは保護者（感染症法第15条第3項に規定するものをいう。）に対し照会を行うなど適切な方法により、これらの事項の把握に努めるものとする。

2 (略)

3 当該患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合には、所管の福祉事務所の証明により、費用徴収を行わず、又は自己負担をさせないものとする。

4 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、自己負担額又は費用徴収額は、1及び2により認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができることとする。

第2 認定の方法

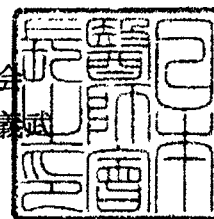
費用徴収額及び自己負担額の認定に当たっては、当該患者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律適用の有無、所得の有無及び種類並びに所得税額等を把握する必要があること。したがって、措置入院患者についてはその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者（以下「配偶者等」という。）から、入院患者については公費負担の申請者から必要な書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉事務所等の関係機関、配偶者等若しくは保護者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項に規定するものをいう。）に対し照会を行うなど適切な方法により、これらの事項の把握に努めるものとする。

日医発第243号(法安31)F

令和元年5月31日

都道府県医師会長 殿

都市区医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義武

2019年度 医療対話推進者養成セミナー 後期日程のご案内

医療安全対策の推進については、平素から格別の御協力、御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年3月28日付 日医発第1325号(法安162)Fにて「医療対話推進者養成セミナー」前期日程の受付開始をご案内いたしましたが、今般、後期日程の受付が開始されますので、以下および添付資料にてご案内いたします。つきましては、ご関心のある医療関係者、職員の方に情報提供していただきたくお願い申し上げます。

【導入編】

日程2: 9月26日(木)10:00~17:00 場所:日本医師会館(定員130名)

【基礎編】(各日程 定員36名)

日程E:10月19日(土)、10月20日(日)

日程F:11月9日(土)、11月10日(日)

日程G:12月7日(土)、12月8日(日)

時間:両日とも9:00~17:00

場所:日本医療機能評価機構9階ホール

受講の申込は日本医療機能評価機構ホームページにて

URL: <https://www.jq-hyouka.jcqhc.or.jp/post/event/3504>

令和元年6月5日(水)14時 受付開始となります。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(注1) 導入編のみの受講は可能(受講料¥10,000)ですが、「患者サポート体制充実加算」のための修了証発行要件としては、導入編・基礎編の連続受講が必須となります。

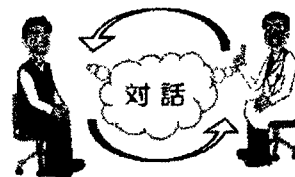
(注2) 連続受講の場合、日医会員および会員が開設する医療機関の従事者の方は認定病院に所属する方と同様、受講料は¥45,000となります(その他の病院・診療所に所属する方は¥60,000)。そのため、お申込の際には日医会員ID番号(1もしくは0で始まる10桁の番号)の入力が必要になります。

(注3) 基礎編のみの受講は受け付けておりません。

日本医師会・日本医療機能評価機構 共催

添付資料

2019年度 医療対話推進者養成セミナー 後期申し込みのご案内



【導入編】

申し込み開始: 2019年6月5日14時～

	開催日時 10:00～17:00	講師	会場	受付開始
日程2	9月26日(木)	橋本・和田・坂本・菅俣・奥津	日本医師会館	6月5日14時～

【基礎編】

日程E	10月19日(土)・10月20日(日)	荒神・遊道	評価機構 9階ホール	6月5日14時～
日程F	11月9日(土)・11月10日(日)	伊藤・依田		
日程G	12月7日(土)・12月8日(日)	志賀・増田		

※1. 原則、導入編とのセット受講となります。 ※2. 導入編を受講していない方は基礎編を受講できません。

導入編と基礎編の両方を受講した方に『認定証』を発行いたします。

※認定証の有効期限は発行から3年後の年度末(3月31日)となり、認定証の有効期限内に更新が必要となります。

認定・更新制度の詳細は、認定後にご案内するeラーニングサイトをご覧ください。

セミナー講師一覧

＜2015年度10月1日より修了者対象に「医療対話推進者認定更新制度」を開始しております。＞

氏名	所属・役職
伊藤 達朗	岩手県立中部病院 病院長
荒神 裕之	山梨大学医学部附属病院 医療の質・安全管理部 特任教授
奥津 啓子	武蔵野赤十字病院 医療安全推進センター 患者相談室 室長
坂本 哲也	帝京大学医学部 救急医学講座／帝京大学医学部附属病院 教授・病院長
志賀 隆	公益財団法人仁泉会医学研究所北福島医療センター 副院長
菅俣 弘道	すがまた接骨院 院長
橋本 進生	公益財団法人 日本医療機能評価機構 常務理事
増田 伊佐世	横浜総合病院 看護責任者 兼 副看護部長
遊道 桂子	尼崎医療生活協同組合 尼崎医療生協病院 医療の質安全管理室
依田 明久	国立研究開発法人 国立がん研究センター 中央病院 患者相談室・室長
和田 仁孝	早稲田大学大学院 法務研究科・教授

医療対話推進者養成セミナーとは…?

患者・家族と医療機関の職員の間で生じた様々な問題等について、
対話を通じて協働的かつ柔軟に解決していこうとする、

『医療コンフリクト・マネジメント』

という考え方をもとに、両者の円滑な対話関係の構築に向けて、対話の橋渡し役となる『医療対話推進者』を養成するプログラムです。

セミナープログラム

◎ 導入編(1日間・座学形式)

コンフリクト・マネジメントの概要をお伝えするとともに、医療安全の基礎知識や医療機関における取り組み事例を紹介しながら、基礎編に向けての基本的な知識を学びます。



◎ 基礎編(2日間・座学・GW形式)

少人数でのグループワークや3人1組のロールプレイを通じ、医療現場における医療者と患者・家族の対話スキルを学びます。
(各定員36名・先着順)



※本セミナープログラムは、2013年1月に厚生労働省医政局より送付された「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針」に準拠し、患者サポート体制充実加算の施設基準にある研修要件を満たすものとなっております。

セミナー概要

会 場 : 導入編 / 日本医師会館 小講堂

基礎編 / 日本医療機能評価機構 9階ホール

募集対象 : 医療機関等にご所属の方(職種は問いません)

定 員 : 導入編 / 130名

基礎編 / 各日程 36名(先着順)

※申し込み可能人数は、各日程1医療機関1名迄

参加費 : 導入編・基礎編のセット(3日間)

① 認定病院、受審申し込み済病院に所属する方 45,000 円

② 日本医師会会員

会員が開設する病院・診療所に所属する方 45,000 円

※お申し込みの際、日医会員ID番号が必要となりますので、ID番号をお控えのうえ、お申し込みください。

③ それ以外の病院、診療所に所属する方など 60,000 円

導入編のみ 10,000 円

認定後の継続的な学習支援

◎ 継続研修

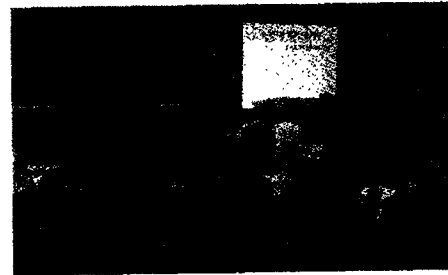
医療対話推進者養成セミナー認定者を対象に、より実践的に学ぶためのプログラムを提供しています。さらに、認定者同士の院内での活動・抱えている課題等の情報共有(交流)の場を提供するなど、実際の医療現場で役立つ様々なプログラムを検討し、開催しています。

〈これまで実施した主なテーマ〉

- ・コーチング・チームコーチング
- ・事務職員対象研修
- ・セルフ・メディエーション
- ・患者相談における倫理的側面からの対応
- ・対話を通じた人間関係調整の実践 ～質改善につながる組織づくり～

◎ eラーニング

セミナー認定後の継続的な学習のために、eラーニングによる学習支援を行っています。病院内や自宅でも学習でき、継続的に学習することができます。また、評価機構で行う各種セミナーなど、患者相談の場面などに参考になる情報を適宜ご案内いたします。



【継続研修の様子】

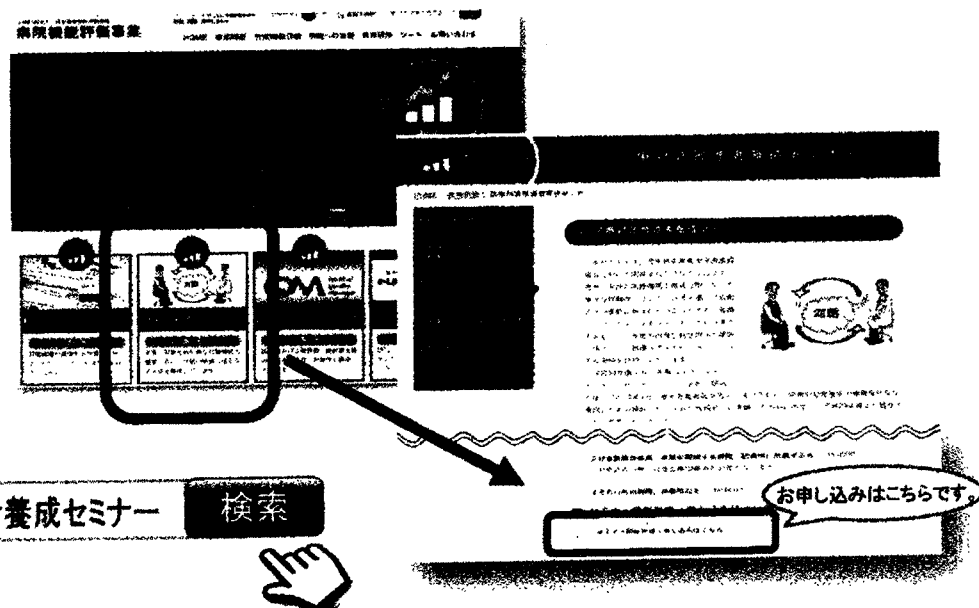


【eラーニングサイト】

セミナー詳細・申し込み

評価機構 病院機能評価事業ホームページをご覧ください。

<https://www.jq-hyouka.jcqhc.or.jp/>



【お問い合わせ先】

公益財団法人日本医療機能評価機構 教育研修事業部 教育研修課
Tel:03-5217-2326 fax:03-5217-2331 E-mail:kenshu@jqhc.or.jp

令和元年 5 月

各都道府県医師会 感染症危機管理担当理事 様
各郡市区医師会 感染症危機管理担当理事様

公益財団法人予防接種リサーチセンター
理 事 長 下 田 智 久

関係各位への情報提供、機関誌等への掲載及び購入について(お願い)
「予防接種と子どもの健康 2019 年度版」、「予防接種ガイドライン 2019 年度版」の御案内

日頃、当財団の事業運営について御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当財団では本年もより安全で有効な予防接種の実施を推進するため、表題冊子を頒布しております。

2019 年度版の改訂では、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」(平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知)の別添「定期接種実施要領」の一部が改正(平成 31 年 3 月 20 日付け健発 0320 第 1 号、同日施行)された内容としました。

これらの図書は、予防接種を実施される医師の先生方や、予防接種にかかわる皆様方のお役に立ち御利用いただけるものと存じます。関係各位のお力添えを賜り、安全で有効な予防接種を一層推進するため、冊子発行の案内を機関誌等で周知していただければ幸甚に存じます。

購入につきましては同梱しております申込書、若しくはホームページ(<http://www.yoboseshu-rc.com/>)から申込書をダウンロードの上 FAX 又はメールでお申し込み下さい。

※お申し込みは通年受付けておりますが、年度の途中で完売になる場合もございます。

【発行後の法改正に伴う改訂について】

「定期接種実施要領」等の改正があった際には、該当ページを改訂の上、当財団ホームページに掲載する予定です。年度途中での冊子の刷直しは行わない予定ですので、御了承下さい。

記

「予防接種と子どもの健康 2019 年度版」(A5 判 税込 100 円)

保護者の方々向けに、最新の予防接種の情報と、予防接種に関する知識をわかりやすくまとめた冊子です。予防接種をする意味、接種するのに好ましい時期、また予防接種の効果と副反応等について詳しく説明しております。お子さんが予防接種を受ける際、また受けた後に、保護者の方々にぜひ読んでいただきたい一冊です。

「予防接種ガイドライン 2019 年度版」(A5 判 税込 200 円)

医療関係者と市区町村の予防接種従事者に対し、予防接種に関する医学及び法令等の最新の情報に基づき適正に予防接種が実施できるように記載しております。任意接種で接種できるワクチンや、予防接種についての各学会の見解も記述しております。

公益財団法人 予防接種リサーチセンター

所 在 地 : 〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 14-1 住友生命日本橋大伝馬町ビル3F

電 話 : 03-6206-2113

F A X : 03-5643-8300

E メ ー ル : shuppan@yoboseshu-rc.com

U R L : <http://www.yoboseshu-rc.com/>

【冊子申込書】

公益財団法人 予防接種リサーチセンター 宛

FAX:03-5643-8300

※お申込時は、この用紙のみ送信下さい。(送信票は不要です)

Eメール:shuppan@yoboseshu-rc.com

こちらの用紙は冊子が届くまで必ず保管をお願いいたします。

送 信 日 時	2019年 月 日	都 道 府 県 名	
冊 子 名		申 込 部 数	単価(税込) 合計金額
予防接種と子どもの健康 2019年度版		()	× ￥ 100 (税込) () 円
予防接種ガイドライン 2019年度版		()	× ￥ 200 (税込) () 円
送 料	お申込部数が合計15部以上の場合、送料は当財団が負担します。 合計部数が14部以下の場合は、※欄に「460」と御記入ください。		※ ￥ 460 (税込) (0) 円
合 計 請 求 金 額			() 円

・お届け日数について：申込書の受信よりお届けまで約1週間～10日ほど頂戴します。

(お申し込みが集中し、お時間がかかることがあります。)

・請求書について：見積書・納品書・請求書を冊子に同梱いたします。

・お支払について：冊子到着後の後払いです。冊子に同梱してある請求書記載の口座へ銀行振込をお願いいたします。
振込手数料は、お客様にて御負担をお願いいたします。

■ お 届 け 先 等 ■

事 業 所 名 :

ふ り が な :

郵 便 番 号 :

所 在 地 :

電 話 番 号 :

FAX 番 号 :

担 当 課 名 :

担当者(ふりがな) :

例：猪爪 (いのつめ)

振込時の名義 : カタカナ:

例：〇〇セイヤクカブシキガイシャ

請求書記載上の

御 指 示 事 項

請 求 書 宛 名	※20文字以内でお願いします。
そ の 他	

■ 照 会 先 ■ 公益財団法人 予防接種リサーチセンター

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-1

<http://www.yoboseshu-rc.com/>

☎ 03-6206-2113

各位

2019年 6月吉日

守山野洲医師会会長 衛藤 信之

第29回（2019年度 第2回）
認知症の医療と福祉の連携 I N 守山・野洲開催について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、守山野洲医師会の運営にご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、2019年度も、認知症患者、家族によりよい医療と福祉が提供できることを目的として「認知症の医療と福祉の連携 I N 守山・野洲」を開催しております。本会は平成24年度から、守山野洲医師会、連携型認知症疾患医療センター藤本クリニックを中心にして、様々な職種の参加者が集まり回を重ねてきました。今年度第1回目は、80名を超えるご参加をいただき、活発な意見交換が行われました。

第2回目は済生会滋賀県病院眼科部長 竹田一徳先生よりご講義をいただき、続いて守山市地域包括支援センターからの事例提供により、グループ討議を行います。

今後も認知症の人と家族を地域で支えることを最大の目標として、早期発見、かかりつけ医における診断や家族支援、認知症ケアの充実、多職種連携などを中心として、多くの参加者と共に作り上げていきたいと思っております。

また、今年度からは、南部圏域の多職種連携のさらなる充実を目指して、草津市、栗東市の皆さま方へもご案内をお送りさせていただき、第1回目もご参加をいただくことができました。

第2回目も引き続き、皆様のご参加をお待ちしておりますので、ぜひ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

以上

第29回 認知症の医療と福祉の連携IN守山・野洲

- 1 日時 2019年8月1日(木曜日)18時から20時
- 2 場所 守山市守山駅前コミュニティーホール(第1ホール)
JR守山駅徒歩1分 セルバ守山3階
- 3 参加締め切り 2019年 7月25日
- 4 内容 済生会滋賀県病院
眼科部長 竹田 一徳先生



地域包括支援センターからの事例提供と事例検討

- 5 セルバ駐車場はご利用いただけません。
駅周辺の駐車場のご利用にご協力をお願いいたします。

FAX ☎ 077-582-6040

藤本クリニック 奥村宛

参加申し込み

() ご出席

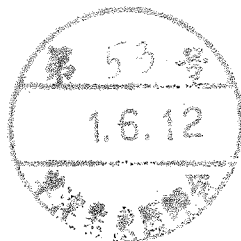
() ご欠席

ご所属	
電話番号	
お名前	
お名前	
お名前	



事務局・お問い合わせ先
連携型認知症疾患医療センター藤本クリニック

TEL077-582-6032 奥村



滋 医 福 第 1 0 2 7 号
令和元年(2019 年)6 月 10 日

関係団体の長 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

「第5回認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会」にかかる
ポスター発表の募集について

平素は、本県の高齢者福祉施策の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、県では下記のとおり「第5回認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会」を開催するにあたり、別添のとおりポスター発表の演題募集をしますので、開催の趣旨をご理解いただき、広報にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

○「第5回 認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会」の概要について

<目的>

県内の認知症の医療・介護・福祉・行政等の専門職による優れた実践事例や研究を現場へ還元するとともに、多職種連携や多職種相互理解を促進して専門職のさらなる研さんに資するため、演題を公募してポスター発表を行う大会を開催します。

<日時等>

開催日時：令和2年1月12日（日）13：00～17：00（予定）

開催会場：ピアザ淡海 大会議室ほか

主催：滋賀県（事務局：医療福祉推進課 認知症施策推進係）

内容

公募した演題のポスター発表

- ・発表内容をポスターにまとめて会場内に掲示するポスター発表のみ。
- ・ポスター掲示に加え、会場内を3～4か所程度に分けて、各座長のもと1演題につき10分（発表時間7分、質疑時間3分）で、ポスター内容を発表していただきます。

<主なスケジュール（予定）>

令和元年6月	演題募集の案内の発送
令和元年8月9日	演題募集の締切り
令和元年9月20日	抄録原稿の提出期限
令和元年10月～12月	抄録原稿の査読、印刷
令和2年1月12日	大会開催

担当：滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課

認知症施策推進係 村井

住 所：〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電 話：077-528-3522 FAX：077-528-4851

メール：murai-shimpei@pref.shiga.lg.jp

第5回 認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会 ポスター発表の募集について

滋賀県では、昨年度に引き続き、「認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会」を開催します。今回、この大会でポスター発表する演題を募集しますので、ぜひご応募ください。

認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会とは？

- 県内で認知症の方に関わるすべての方を対象として、現場での活動、実践事例や研究等をポスター形式で発表する大会です。
- 報告者と聞き手の距離が近く、話しやすいため、意見交換が活発に行えます。
- 毎年300名近くが一堂に会して、現場での課題や取り組み等を共有しています。

第5回 認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会 概要

■ 開催日時：令和2年1月12日（日）13:00～17:00

■ 会場：ピアザ淡海 大会議室ほか（大津市におの浜 1-1-20）

1. 募集する発表内容

- ・滋賀県内における「認知症の医療・介護・福祉」に関する発表

2. 発表対象者

- ・滋賀県内において認知症の医療・介護・福祉に関する業務、活動、研究を行っておられる方（医療・介護・保健・福祉・行政関係者、教育関係者、学生、団体関係者、その他認知症医療・介護・福祉に関連する活動を行っておられる方など）

3. 発表方法、時間

- ・発表内容をポスターにまとめて会場内に掲示するポスター発表のみとします。
- ・なお、ポスター掲示に加え、会場内を4か所程度に分けて、各座長のもと1演題につき10分（発表時間7分、質疑時間3分）でポスター内容を発表していただきます。

4. 発表演題の申し込み方法

- ・別紙「演題申込書」にテーマ、内容等の必要事項をご記入のうえ、

令和元年8月9日（金）午後5時まで に下記事務局あてにメールまたはファックスでお申込みください。2～3日以内に事務局から受付済みの返信をします。

5. 発表演題の採択

- ・認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会運営会議で上記4の演題申込書の内容を確認・調整し、発表する演題（50演題程度）を決定させていただきます。
- ・確認・調整結果につきましては、応募者へ連絡させていただきます。

6. 抄録原稿の提出

- 採択された演題については、抄録原稿（発表内容の要点をまとめたもの）を

令和元年9月20日（金）午後5時まで に下記事務局あてにメールでご提出ください。

7. 大会賞の選出について

- 特に優秀な演題および参加者投票で最も投票が多かった演題については表彰状および副賞を授与します。

8. その他

- その他詳細については、別紙の「注意事項」を参照してください。

9. 主催者、事務局（お問い合わせ先、演題申込書・抄録原稿等の提出先）

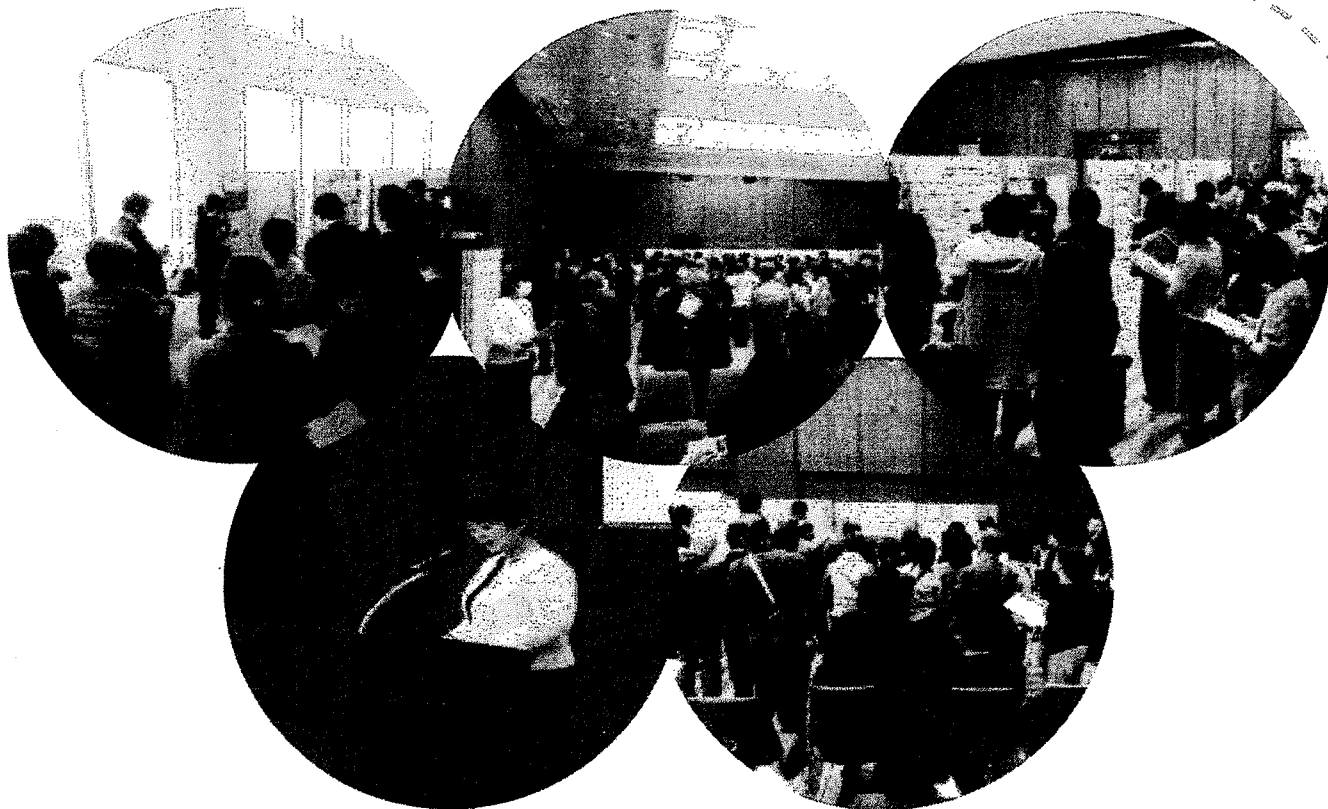
- 認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会事務局（滋賀県医療福祉推進課認知症施策推進係）
住所：〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話：077-528-3522／ファクシミリ：077-528-4851
メール：ed00@pref.shiga.lg.jp

■■■ 詳細は滋賀県ホームページをご覧ください ■■■ ⇒⇒⇒

URL: <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/300689.html>

滋賀県トップページ > 健康・医療・福祉 > 高齢者 > 高齢者医療
> 認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会について

参考：第4回認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会 大会風景



■演題発表者へのアンケート結果から抜粋

- 自身の経験していない分野の方々の苦勞を理解することができた。
- 本人主体の意義と多職種連携について改めて考える機会になった。
- ポスター発表をきっかけに、新たな取り組みをすることができた。
- 地域の方や多職種の方々の関わりが持てたことで、より認知症に関わる意識が高まり、学びを得ることができた。など

認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会
＜注意事項＞

＜発表演題の申込み、発表内容について＞

- ① 発表者、共同発表者、一般参加者 いずれも参加費は無料です。
- ② 発表演題の申込みは、発表者1人あたり1演題までとします。別紙「演題申込書」へ記入し、令和元年8月9日（金）午後5時までに事務局あてにメールまたはファックスでお申込みください。なお、メール本文には、必ず送信者の所属と氏名を明記してください。
- ③ 申込書を受信した2～3日以内に事務局から受付済みの返信をします。事務局からの返信がない場合は、必ず事務局あて電話でその旨を連絡してください。
(フリーメールサービスを利用したメールに関しては、県の情報セキュリティにより事務局に到達しないことがあります。また、到達しなかったことは送信者へ通知されませんので、ご注意ください。)
- ④ 8月9日の締切後、認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会運営会議で「演題申込書」の応募内容を確認・調整して、発表する演題を決定させていただきます。確認・調整結果につきましては、応募者へ速やかに連絡させていただきます。
- ⑤ 発表内容については、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」や「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」などを遵守し、倫理的に配慮されたものとしてください。
- ⑥ 発表内容に事例等を伴う場合や写真・スライドを使用する場合等は、個人や団体等が特定できないように匿名化の措置を行うとともに、必要な場合は事前に承諾を得ておいてください。

＜抄録原稿の作成について＞

- ① 発表演題として採択された演題については、抄録原稿（発表内容の要点をまとめたもの）を令和元年9月20日（金）午後5時までに事務局あてにメールでご提出ください。
- ② 抄録原稿の作成にあたっては、別紙「抄録原稿の作成方法」に従ってください。
- ③ 抄録原稿については、認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会査読部会（以下、査読部会という。）による査読を実施します。
- ④ 査読部会から修正を求められた場合は、指定期日までに再提出をお願いします。
- ⑤ 倫理的配慮に関して査読部会で検討した結果、人権尊重・守秘義務等への配慮が不足している場合は、修正を求めたり、発表演題の採択を取り消す場合があります。
- ⑥ 抄録原稿については、事務局で抄録集としてとりまとめ、参加者や関係者に配布するほか、電子化された抄録集を滋賀県ホームページに掲載しますので、予めご承知おきください。

＜ポスター発表について＞

- ① 抄録に記載された発表者が、大会当日に必ず発表してください。
- ② 発表演題として採択された演題については、発表内容をポスターにまとめ、各自が大会当日に持参し、開場時間までに会場内の所定の位置に掲示してください。
- ③ ポスターの作成にあたっては、別紙「ポスターの作成方法」に従ってください。
- ④ ポスター掲示時間は、12:00～17:00の予定です。
- ⑤ 発表者はポスターの横に待機し、参加者への説明や質問応答をお願いします。
- ⑥ なお、ポスター掲示に加え、会場内を4か所に分けて、各座長のもと1演題につき10分（発表時間7分、質疑時間3分）でポスター内容を発表していただきます。時間については、別途連絡します。
- ⑦ ポスター以外の関連資料がある場合は、各自で必要分を用意してください。事務局では印刷いたしません。
- ⑧ ポスターは大会終了後、各自で回収をお願いします。

＜演題申込書、抄録原稿の様式データ等について＞

各種様式データ等については、滋賀県ホームページの下記アドレスに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/koureisya/300689.html>

認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会

＜抄録原稿の作成方法＞

- ◆ 抄録原稿の仕様は、下記のとおりとします。
 - A4縦サイズで横書き1枚とし、滋賀県ホームページより様式をダウンロードして作成してください。
 - ページ設定、文字サイズ、書体等は、変更しないでください。
 - 上部余白20mm、下部余白20mm以上、左右余白25mm
 - 「演題名」は中央揃えとし、文字サイズは14ポイントで全角30字以内
 - 「サブタイトル」も中央揃えとし、文字サイズは12ポイントで全角30字以内
 - 「発表者／職種」、「連名者／職種」、「所属先」の名称の文字サイズは10.5ポイント
 - 共同発表の場合は、発表者に○をつけてください。
 - 本文の文字数は、800字以内とします。
 - 本文は、「目的」「方法」「倫理的配慮」「結果」「考察・まとめ」の順に区分して作成してください。
 - 特に「考察・まとめ」については、「目的」に記載された内容に対してどのようなことが分かったのか具体的に記載してください。
 - 本文中に、倫理的配慮がなされている抄録であることを必ず記載してください。
 - 図表・写真については、掲載不可とします。
 - 字体は明朝体とし、英数字は半角としてください。半角カナは使用しないでください。
 - 表記については、「である調」で統一します。
 - また、「患者様」、「利用者様」は、「患者」、「利用者」の表記に統一します。
 - 年号を記載する場合は、西暦で統一します。
 - 文献を引用した場合、引用元を抄録に掲載してください。
 - 提出していただいた抄録原稿は返却いたしませんので、予めご承知おきください。
- ※ 参考：前回の抄録集は滋賀県ホームページに掲載していますので、ご参考としてください。

＜ポスターの作成方法＞

- ◆ ポスターの仕様は、下記のとおりとします。
 - パネルの大きさは、縦180cm×横126cmで、うち使用可能エリアは、縦168cm×横117cm。パネル内に収まるよう、「演題名」「サブタイトル」「発表者／職種」「連名者／職種」「所属先」「発表内容」の掲示物を作成して、当日持参してください。
 - 演題番号について、事務局で用意してA4横1枚で左上に掲示しますので、掲示物の左上（縦21cm×横30cm）を空けておいてください。
 - 文字は原則として横書きとします。
 - レイアウトは自由ですが、2～3m離れても見えるように文字の大きさや全体の配置を工夫してください。
 - 写真やスライドを使用する場合等は、個人や団体等が特定できないように匿名化の措置を行うとともに、必要な場合は事前に承諾を得ておいてください。
 - 文献を引用した場合、引用元を明記してください。

演題番号 (縦21cm×横30cm)	演題名 サブタイトル
発表者／職種、連名者／職種、所属先の名称	
発表内容	

第5回 認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会 ポスター発表にかかる「演題申込書」

申込日： 年 月 日

テーマ名(仮) 30文字以内			
ふりがな		職種	
発表者氏名			
ふりがな			
発表者所属			
連絡先	郵便番号	〒	
	住所		
	電話番号	FAX番号	
	Eメール※ ※査読に電子メールを使用しますので必ず記載してください。		
連名者 ※共同発表の場合、記載して下さい。行が不足する場合、別紙を添えて下さい。	氏名		
	所属		
	氏名		
	所属		
	氏名		
	所属		
	氏名		
	所属		

- ・演題申込書の締切は、令和元年8月9日（金）午後5時までです。
- ・上記項目にもれなくご記入のうえ、事務局あてにメールでお申込みください。
なおメール本文には、必ず送信者の所属と氏名を明記してください。
- ・申込書のメールを受信した2～3日以内に事務局から受付済みの返信をします。
事務局からの返信がない場合は、必ず事務局あて電話でその旨を連絡してください。
※フリーメールサービスを利用したメールに関しては、県の情報セキュリティにより事務局に到達しないことがあります。また、到達しなかったことは送信者へ通知されませんので、ご注意ください。
- ・申込み後に変更があった場合は、事務局あてにすみやかに連絡してください。
- ・本書に記載された個人情報、抄録集の掲載や発表の連絡調整など、認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会運営の目的にのみ使用します。

＜申込先＞

認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会事務局（滋賀県医療福祉推進課認知症施策推進係）

メール：ed00@pref.shiga.lg.jp

住所：大津市京町四丁目1番1号

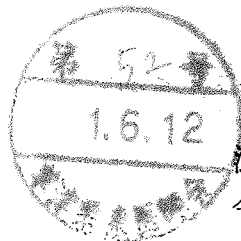
電話番号：077-528-3522 / ファックス番号：077-528-4851

28

第5回 認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会 抄録原稿用紙

【目的】
【方法】
【倫理的配慮】
【結果】
【考察・まとめ】
【引用文献】

認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会事務局（滋賀県医療福祉推進課認知症施策推進係）へ
メール（ed00@pref.shiga.lg.jp）にて送付してください。



滋 医 政 第 6 0 9 号
令和元年(2019年)5月28日

一般社団法人滋賀県医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会
各 地 域 医 師 会 長
各 消 防 本 部 (局) 消 防 長
大 津 市 保 健 所 長
各 保 健 所 長
滋賀県警察本部生活安全部地域課長
防 災 危 機 管 理 局 長

様

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について (通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

東近江市立能登川病院
東近江市猪子町 191 番地

滋 医 政 第 6 1 0 号
令和元年(2019年)5月28日

一般社団法人滋賀県医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会
各地域医師会長
各消防本部(局)消防長
大津市保健所長
各保健所長
滋賀県警察本部生活安全部地域課長
防災危機管理局長

様

滋賀県健康医療福祉部長
(公印省略)

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について(通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院
大津市真野五丁目1番29号



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
5月28日
第7号
火曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院（医療政策課）	1
○ 公 告	
公共測量終了公告（監理課）	1
委託の相手方の決定公告（事業課）	2
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告（東近江、湖北）	2
土地改良区役員退任公告（湖東）	3
土地改良区定款変更認可公告（東近江）	3
○ 公安委員会公告	
検定実施公告（生活安全企画課）	3
○ 病院事業庁公告	
令和元年度滋賀県職員採用選考実施公告	5
○ 雑 報	
落札者決定の公告	8

告 示

滋賀県告示第19号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和元年5月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
医療法人弘英会琵琶湖大橋病院	医療法人弘英会	大津市真野五丁目1番29号	令和4.6.1
東近江市立能登川病院	東近江市	東近江市猪子町191番地	令和4.5.26

公 告

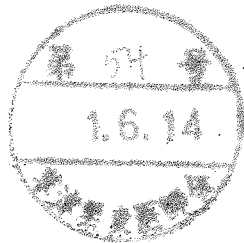
公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、野洲市長 山仲 善彰から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和元年5月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業の地域 野洲市全域
- 3 作業の終了日 平成31年3月20日



滋 小 セ 第 9 9 号
令和元年（2019年）6月10日

関係機関の長 様

滋賀県立児保健医療センター病院長
(公 印 省 略)

令和元年度滋賀県立小児保健医療センター遺伝カウンセリング研修事業の実施について

平素は当センター事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このことにつきまして、別添開催要領に基づき標記研修会を開催いたしますのでご案内いたします。参加申し込みにつきましては、別紙申込書により 7月3日（水） までに当センター保健指導部までお申し込みください。

また2回目以降の日程につきましても確定次第お知らせいたします。

記

- 1 開催日時 令和元年7月7日（日）9：30～11：30
(受付 9：00～)
- 2 開催場所 滋賀県立小児保健医療センター 1階研修室

<問い合わせ>

〒524-0022 守山市守山5丁目7番30号

滋賀県立小児保健医療センター 保健指導部 村上

TEL：077 - 582 - 8429 FAX：077 - 582 - 6304

令和元年度 滋賀県立小児保健医療センター
遺伝カウンセリング研修事業実施要領

1 目的

遺伝カウンセリングに関わる保健医療従事者に対して、事例を通してカウンセリングの理解を深めるとともに、相談担当者の資質の向上を図ることを目的に実施する。

2 実施主体

滋賀県立小児保健医療センター

3 日 時

第1回：令和元年7月7日（日）9：30～11：30

第2回：未定

第3回：未定

4 場 所

滋賀県立小児保健医療センター 研修室

5 対象者

遺伝カウンセリングに関わる医師・保健師・助産師・看護師等

6 研修内容

① 遺伝カウンセリングにかかる事例検討

② 遺伝カウンセリングにかかる情報交換

③ その他

（外部講師）

・滋賀医科大学小児科学講座教授 丸尾良浩医師

・京都大学大学院医学研究科 医療倫理学・遺伝医療学分野
准教授 和田敬仁医師

7 参加申し込み

別添参加申込書によりに申し込むこととする。

令和元年度 第1回目

遺伝カウンセリング研修会のご案内



家族の病気は遺伝するのだろうか？結婚相手の血縁に病気があって心配、生まれた子どもの病気が次の子どもに影響するのか？など、日頃からご相談を受けることはありませんか？

遺伝相談に関わる方、遺伝カウンセリングに関わる方を対象に、遺伝カウンセリングについて事例を通じて学ぶことにより、相談担当者の資質向上を図ることを目的とした本研修会を今年度も開催させていただきます。

事例を通じて、遺伝についての相談を受けた際の対応や遺伝形式などについて学びを深めます。

対 象 : 遺伝についての相談を受けることのある保健、医療、福祉の関係者

日 時 : 令和元年7月7日(日) 9:30~11:30 (受付 9:00~)

場 所 : 滋賀県立小児保健医療センター 1階研修室
(守山市守山五丁目7-30)

内 容 : 事例検討とミニレクチャー

昨年度は、医療機関の医師、看護師、遺伝カウンセラー、助産師、保健師など多くの職種の方にご参加いただきました。

事前質問も受け付けていますので、ぜひご参加ください。



＜お問い合わせ＞

滋賀県立小児保健医療センター 保健指導部

TEL077-582-8429 FAX077-582-6304

滋賀県立小児保健医療センター

保健指導部 村上 行

FAX 077-582-6304

令和元年度 第1回 遺伝カウンセリング研修会 7月7日(日)

参加申込書

氏 名	職 種	経験 年数	備考

聞きたいこと、質問、相談したい事例等

上記のとおり参加を申込みます。

令和元年 月 日

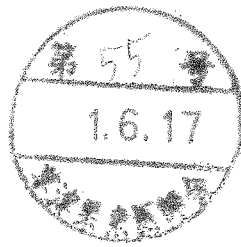
滋賀県立小児保健医療センター 病院長 様

所属 _____

所属住所 _____

電話番号 _____

申込み責任者 _____



公財滋健第76号
令和元年6月14日

一般社団法人滋賀県病院協会
公益社団法人滋賀県栄養士会
公益社団法人滋賀県看護協会
滋賀県保険者協議会
一般社団法人滋賀県医師会
県内郡市医師会
独立行政法人労働者健康安全機構
滋賀産業保健総合支援センター

様

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 中井 清
(公 印 省 略)

特定健診・特定保健指導実践者育成研修の周知について(依頼)

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、当財団の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、今年度も滋賀県より委託を受け、標記の研修を実施します。
つきましては、貴会員様へ研修をご周知いただきますようお願いいたします。
なお、本研修は5年ごとに受講することが望ましい研修です。平成26年度以前に受講された方へもご案内いただきますようお願いいたします。

担当者

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
健診保健部 山本 川田 上
〒520-0834
滋賀県大津市御殿浜6-28
TEL: 077-536-5210
FAX: 077-536-5211

令和元年度 特定健診・特定保健指導実践者育成研修実施要領

1 目的 「標準的な健診・保健指導プログラム」に示された保健指導を効果的・効率的に実施するには、対象者の生活習慣病予防のための行動変容に確実につながる保健指導を展開することが必要である。このため、健診・保健指導事業に従事する者に対して『健診・保健指導の研修ガイドライン』に基づき、保健指導初任者に対する基礎研修ならびに保健指導実施者に対する実践的な応用研修を取り入れ、生活習慣病対策全体を効果的に推進できる人材を養成することを目的とする。

2 実施主体 実施主体 滋賀県
実施機関 公益財団法人 滋賀県健康づくり財団

3 研修日時 第1日:令和元年7月25日(木)10:00~17:00
第2日:令和元年8月19日(月)10:00~16:00
第3日:令和元年8月28日(水)10:00~16:40
第4日:令和元年8月29日(木)10:00~17:00

※上記日程で、基礎編(990分)、応用編(720分)を実施する。

(第1日午後、第2日午前については、基礎編・応用編合同で受講)

4 研修場所 第1日:草津市民交流プラザ 大会議室 (草津市野路1丁目15-5)
第2日:ピアザ淡海 大会議室 (大津市におの浜1-1-20)
第3日:ピアザ淡海 207 会議室 (大津市におの浜1-1-20)
第4日:コラボしが21 中会議室1 (大津市打出浜2-1)

5 対象者 滋賀県内に在住または在勤の、下記(1)~(3)に該当する者
(1)医療保険者に所属する医師、保健師、管理栄養士等
(2)市町衛生部門等で生活習慣病予防対策を担当する保健師、管理栄養士等
(3)民間事業者、医療機関等で健診・保健指導事業の委託を受け、当該事業に従事する者

6 研修内容 裏面参照

7 参加費 無料

*ただし資料として『標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版)』を各自で準備し、既読の上参加のこと。なお、評価として講義日の他、事前、終了時、6ヵ月後に行うアンケートに回答することとする。

8 受講範囲

経験年数により、受講者が受講分野を選択する。

基礎編 : 特定保健指導実施者(医師・保健師・管理栄養士・看護師等)のうち初任者(1・2年目)

応用編 : 特定保健指導実施者(医師・保健師・管理栄養士・看護師等)のうち経験者(3年目以降)

9 申込方法(1)申込書に必要事項をご記入の上、郵便、FAX または財団 HP 申込フォームより申込む

(2)申込期限 令和元年7月12日(金) 必着

(3)申込先 公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 健診保健部 担当 山本 川田 上
〒520-0834 大津市御殿浜6番28号
TEL 077-536-5210(代表) FAX 077-536-5211

10 修了証 所定の課程を修了した者すべてに修了証を交付する

令和元年度 特定健診・特定保健指導実践者育成研修プログラム

第1日<令和元年7月25日(木) 草津市民交流プラザ 大会議室>		
時間	内容	講師
9:30	受付開始	
9:50	オリエンテーション	
10:00	■■ 基礎編 ■■	
(120分)	「健診・保健指導の理念・制度・仕組み」 「特定保健指導の流れ」 「保健指導（概論）」 保健指導の基本的事項 （「情報提供」、「動機づけ支援」、 「積極的支援」の概要） 「保健指導の特徴」	国立保健医療科学院 生涯健康研究部 研究員 嶋村 詩織 氏
12:00	「滋賀県の特定健診・特定保健指導の現状」	滋賀県庁医療保険課 保健師 浅村 絵理 氏
(30分)		
12:30	昼食休憩	
13:30	■■ 基礎編・応用編 共通 ■■	
(90分)	「メタリックシンドロームの概念」	滋賀県健康づくり財団 参与 吉川 隆一 氏
15:00	「メタリックシンドロームの各論」 「健診結果と身体変化・生活習慣の関連」 「検査値の見方」	滋賀医科大学糖尿病内分泌内科 講師 卯木 智 氏
(90分)		
16:30	「Q&A」 「まとめ」	参与 吉川 隆一 氏 講師 卯木 智 氏
(30分)		
17:00	終了	

第2日<令和元年8月19日(月) ピアザ浜海 大会議室>		
時間	内容	講師
9:30	受付開始	
10:00	■■ 基礎編・応用編 共通 ■■	
(120分)	行動変容に関する理論と実践	生活習慣病予防研究センター 所長 岡山明先生
12:00	昼食休憩	
13:00	■■ 基礎編 ■■	
(180分)	<技術編レベルⅠ> * 初回面接（ロールプレイも含む） * 継続面接の内容 * 継続支援の電子メール、手紙の書き方 * 保健指導の記録の書き方	(引き続き) 生活習慣病予防研究センター 所長 岡山明先生
16:00	終了	

第3日<令和元年8月28日(水) ピアザ浜海 207会議室>		
時間	内容	講師
9:30	受付開始	
10:00	■■ 基礎編 ■■	
(60分)	「たばこに関する保健指導」	大津市民病院禁煙外来 看護師 金山 美保 氏
11:00	「食生活に関する保健指導」 （栄養アセスメントの演習も含む）	滋賀県栄養士会地域活動協議会 管理栄養士 大田 初代 氏
(90分)		
12:30	昼食休憩	
13:30	「歯科保健に関する保健指導」	国立保健医療科学院 生涯健康研究部 主任研究員 安藤 雄一 氏
(60分)		
14:30	「身体活動・運動に関する保健指導」 （睡眠・休養も含める） （身体活動プログラムの体験も含む）	健康運動指導士 中原 今日子 氏
(60分)		
15:30	休憩	
15:40	「アルコールに関する保健指導」	安東医院 院長 安東 毅 氏
(60分)		
16:40	終了	

第4日<令和元年8月29日(木) コラボしが21 中会議室1>		
時間	内容	講師
9:30	受付開始	
10:00	■■ 応用編 ■■	
(120分)	<技術編レベルⅡ> グループ支援の方法 ～展開とファシリテーション～	聖隷健康診断センター 所長 武藤繁貴先生
12:00	昼食休憩	
13:00	(引き続き) <保健指導の応用> 環境・地域資源を踏まえた保健指導 （ポデュレーションアプローチ）	聖隷健康診断センター 所長 武藤繁貴先生
(60分)		
14:00	(引き続き) <技術編レベルⅡ> * 困難事例の検討 * 課題解決型演習 * 保健指導事業企画研修 * 先進事例の報告 * データ分析手法の演習 * プレゼンテーション * 保健指導の評価	聖隷健康診断センター 所長 武藤繁貴先生
(180分)		
17:00	終了	

「令和元年度 特定健診・特定保健指導実践者育成研修」開催のご案内

滋賀県では、生活習慣病対策全体を効果的に推進できる人材を養成することを目的とし、『健診・保健指導の研修ガイドライン』に基づく研修として、保健指導初任者に対する基礎研修ならびに経験者の指導力向上を目指す実践的な研修に位置付けた研修会を、滋賀県健康づくり財団に委託して開催します。内容は、保健指導初任者(1・2年目)を主な対象とする基礎編と、経験者(3年目以降)を主な対象とする応用編です。

研修は5年ごとの受講が望ましいとされていますので、初級者はもちろん平成26年度以前に受講された方も、ぜひご参加ください(プログラムの詳細は別紙をご覧ください)。

■ 日 程 基礎編(初任者対象)第1日:7月25日(木)10:00~17:00

第2日:8月19日(月)10:00~16:00

第3日:8月28日(水)10:00~16:40

応用編(経験者対象)第1日:7月25日(木)13:30~17:00

第2日:8月19日(月)10:00~12:00

第4日:8月29日(木)10:00~17:00

※再掲)下記日程は、基礎編・応用編合同で受講となります。

第1日:7月25日(木)13:30~17:00、第2日:8月19日(月)10:00~12:00

※基礎編、応用編とも所定の課程(3日間)の参加を原則とします。

■ 会 場 第1日:草津市民交流プラザ 大会議室 (草津市野路1丁目15-5)

第2日:ピアザ淡海 大会議室 (大津市におの浜1-1-20)

第3日:ピアザ淡海 207 会議室 (大津市におの浜1-1-20)

第4日:コラボしが21 中会議室1 (大津市打出浜2-1)

※ピアザ淡海の駐車場は有料です。またコラボしがに駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください

■ 対 象 滋賀県内に在住または在勤の、下記(1)~(3)に該当する者

(1)医療保険者に所属する医師、保健師、管理栄養士等

(2)市町衛生部門等で生活習慣病予防対策を担当する保健師、管理栄養士等

(3)民間事業者、医療機関等で健診・保健指導事業の委託を受け、当該事業に従事する者

■ 定 員 60名(申込み多数の場合は初回受講、経験年数による該当者を優先します。)

■ 参 加 費 無料 (*ただし『標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】』を各自で印刷※ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194155.html> 参照、または書店 等で購入し、目を通してご持参ください。研修評価のためのアンケートにもご協力いただきます。)

■ 受講範囲

経験年数により下記を参考に受講分野を選択してください。

基礎編 : 特定保健指導実施者(医師・保健師・管理栄養士・看護師等)のうち初任者(1・2年目)

応用編 : 特定保健指導実施者(医師・保健師・管理栄養士・看護師等)のうち経験者(3年目以降)

なお、初任者で応用編をご希望の方や、経験者で基礎編をご希望の方はお申し出ください。

■ 申込方法 (1)参加申込書に必要事項をご記入の上FAX・郵便、または財団HPの申込みフォームよりお申込ください。

(2)申込期限 令和元年7月12日(金)必着

(3)申 込 先 公益財団法人滋賀県健康づくり財団 健診保健部 担当 山本 川田 上
〒520-0834 大津市御殿浜6番28号

TEL 077-536-5210 FAX 077-536-5211 URL: <http://www.kenkou-shiga.or.jp>

■ 修 了 証 この研修は、厚生労働省『健診・保健指導の研修ガイドライン』に基づく研修であり、 所定の課程を修了した方には修了証を交付します。

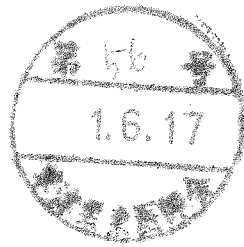
申込期限:令和元年7月12日(金) (必着)

FAX:077(536)5211

令和元年度 特定健診・特定保健指導実践者育成研修 参加申込書

フリガナ		職 種			
氏 名			経験年数	職 歴 年 特定保健指導歴 年	
受講経験	初めて ・ 過去にあり(いつ:) ・ 不明				
特定保健指導実施予定	実施予定あり(積極的支援 ・ 動機づけ支援 ・ 情報提供) ・ 実施予定なし				
*受講案内の送付先 → ご自宅 ・ 所属先					
フリガナ		E-mail			
自宅住所	〒 ー	TEL			
		FAX			
フリガナ					
所属先名					
フリガナ		E-mail			
所属先住所	〒 ー	TEL			
		FAX			
受講分野	○	受講日時	受講分野	○	受講日時
基礎編		第1日:7月25日(木) 10:00~17:00	応用編		第1日:7月25日(木) 13:30~17:00
		第2日:8月19日(月) 10:00~16:00			第2日:8月19日(月) 10:00~12:00
		第3日:8月28日(水) 10:00~16:40			第4日:8月29日(木) 10:00~17:00

* 個人情報は財団が定める「個人情報の取り扱いについて」※当財団ホームページにてご確認ください
に従って適切に保管し、この研修運営以外の目的では使用致しません。



滋 薬 感 対 第 771 号
令和元年(2019 年)6 月 11 日

一般社団法人 滋賀県医師会長 様
一般社団法人 滋賀県病院協会会長 様
各地域医師会長 様
一般社団法人 滋賀県薬剤師会長 様

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課長
(公印省略)

肝炎(初回・定期)検査費用助成制度リーフレットの送付について(協力依頼)

平素は、本県の肝炎対策事業に御協力いただきましてありがとうございます。

この度、肝炎検査に係る助成制度のリーフレットを作成し、別紙のとおり肝炎検査協力医療機関の長(病院・診療所)あて依頼しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、当該制度の周知について御協力いただきますようお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部
薬務感染症対策課
感染症対策係 舟山

TEL :077-528-3632

FAX :077-528-4863

E-mail: eh0003@pref.shiga.lg.jp

肝炎 初回精密検査 費用助成のご案内(申請者用)

滋賀県では、県、保健所、市町または職域が行う肝炎ウイルス検査で陽性となった方を対象に、医療機関で精密検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成しています。

対象となる検査	肝炎ウイルス検査（平成30年4月以降に実施したものに限り）で陽性と判定された後、1年以内に初めて医療機関で受ける精密検査
助成の対象者	滋賀県内に住所を有する方で、以下のすべての要件に該当する方 (1) 医療保険各法（後期高齢者を含む）の規定による被保険者または被扶養者 (2) 平成30年4月1日以降に県または大津市が実施した肝炎ウイルス検査、県内の市町が実施した健康増進事業の肝炎ウイルス検査および職域の肝炎ウイルス検査を受け、陽性と判定された方 (3) 県または県内の市町のフォローアップ（定期的に状況確認の連絡を行うこと）に同意した方 (4) 県が指定した医療機関において、初回精密検査を受けた方 *ただし、(2) で陽性と判定されてから1年以内の検査が対象
助成回数	1回のみ

※県が指定した医療機関とは、肝疾患連携拠点病院または肝疾患専門医療機関となります。

助成対象となる検査項目

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料および下記の検査に関連する費用として県が認めた費用が助成の対象となります。ただし、医師が真に必要としたものに限り、（保険適用外の検査は助成対象とはなりません。）

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査(断層撮影法(胸腹部))	

助成対象期間

○精密検査受診期間：2019年4月1日～2020年3月31日

ただし、これらの検査が複数の日にわたる場合、検査日がおおむね1ヶ月以内に属するものであれば、一連の検査とみなし、上記期間内の検査については、助成の対象となります。

○申請書受付期間：2020年4月20日まで（受理または消印）

なお、2020年4月20日を過ぎると請求することができませんので、ご注意ください。

滋賀県

請求に必要な書類

- (1) 肝炎検査費用請求書（別紙様式4-1）
- (2) 検査に係る医療機関の診療明細書および領収書
- (3) 肝炎ウイルス検査結果通知書（保健所、市町、職域または委託医療機関等の肝炎ウイルス検査で陽性と診断された結果通知または紹介状）
- (4) フォローアップ事業参加同意書の写し
- (5) 職域検査受診証明書（別紙様式4-2）※職域の肝炎ウイルス検査を受けた対象者が保有している場合に限る。
- (6) 医療保険証の写し、口座番号がわかる通帳等、印鑑

請求の手続

1 助成対象となる医療機関を確認

（県ホームページまたは保健所で確認してください。）

2 精密検査を受診

- ・必ず事前に、医療機関で精密検査費用助成金を申請予定とお伝えください。
- ・県、市町または職域が実施する肝炎ウイルス検査で陽性と診断された時の紹介状を持参してください。

3 医療機関での支払

- ・医療機関では請求された金額を支払い、医療機関の領収証と診療明細を必ず発行してもらってください。
- ※医療機関によっては、発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります

4 助成の申請（提出先：お住まいの住所地を管轄する保健所）

- ・申請期間 2020年4月20日まで（受理または消印）

5 県による審査、申請者への支払い

- ・申請内容を審査し、承認された場合は指定の口座に助成金を支給します。
- ・不受理の場合は、その旨を通知します。

お住まいの市町	管轄の保健所	電話番号
大津市	大津市保健所	077-522-7228
草津市、栗東市、守山市、野洲市	草津保健所	077-562-3534
甲賀市、湖南市	甲賀保健所	0748-63-6147
近江八幡市、東近江市、竜王町、日野町	東近江保健所	0748-22-1300
彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	彦根保健所	0749-21-0281
長浜市、米原市	長浜保健所	0749-65-6662
高島市	高島保健所	0740-22-2526

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/15335.html>

肝炎定期検査費用助成のご案内(申請者用)

滋賀県では、肝炎ウイルス検査で陽性となった方で、以下の要件に該当する方を対象に、医療機関で定期検査を受けた際の医療費の自己負担分および診断書作成費用を助成しています。

対象となる検査	肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝疾患等で療養中の方が病状把握のために定期的に受ける検査
助成の対象者	滋賀県内に住所を有する方で、以下のすべての要件に該当する方 (1) 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 (2) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変または肝がん患者(治療後の経過観察を含む) (3) 住民税非課税世帯に属する者または市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方 (4) 県または市町が行う陽性者のフォローアップに同意した方 (5) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方 (6) 肝疾患連携拠点病院、肝疾患専門医療機関または日本肝臓学会肝臓専門医が勤務する医療機関による検査であること。※
助成回数	2回/年度(初回精密検査を含む)

※肝疾患連携拠点病院、肝疾患専門医療機関は滋賀県ホームページで確認できます。
日本肝臓学会肝臓専門医は、日本肝臓学会ホームページで確認できます。

助成対象となる検査項目・費用

初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料および下記の検査に関連する費用として県が認めた費用が助成の対象となります。ただし、医師が真に必要なものに限り、(保険適用外の検査は助成対象とはなりません。)

また、肝硬変・肝がん(治療後の経過観察を含む。)の場合は、超音波検査に代えてCT撮影またはMRI撮影を対象とすることができ、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象となります。

あわせて、定期検査費用の助成に係る医師の診断書作成費用も対象となります。ただし、診断書の添付が省略できる場合は、診断書作成費用は助成対象とはなりません。

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査(断層撮影法(胸部腹部))	

助成対象期間

○定期検査受診期間：2019年4月1日～2020年3月31日

ただし、これらの検査が複数の日にわたる場合、検査日がおおむね1ヶ月以内に属するものであれば、一連の検査とみなし、上記期間内の検査については、助成の対象となります。

○申請書受付期間：2020年4月20日まで(受理または消印)

なお、2020年4月20日を過ぎると請求することができませんので、ご注意ください。

滋賀県

請求に必要な書類

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 請求書（別紙様式4-4） | (2) 医療機関の領収書 |
| (3) 診療明細書 | (4) 医療保険証の写し |
| (5) 世帯全員の住民票の写し | (6) 世帯全員の住民税課税証明書等 |
| (7) 医師の診断書（別紙様式5） | (8) フォローアップ事業参加同意書の写し |
| (9) 口座番号がわかる通帳等、印鑑 | |

- ・市町村民税額合算対象除外希望申請書（別紙6）により市町村民税（所得割）課税年額の合算対象から世帯構成員を除外することができる場合があります。
- ・世帯構成によっては、市町村民税（所得割）課税年額が減額になる場合があります。
- ・（5）、（6）および（7）については、提出を省略できる場合があります。

※詳しくは保健所までご相談下さい。

請求の手続

1 助成対象となる医療機関を確認

（県ホームページ、保健所または日本肝臓学会ホームページで確認してください。）

2 定期検査を受診（2020年3月31日まで）

必ず事前に、医療機関で**定期検査費用助成金を申請予定**とお伝えください。

3 医療機関での支払

医療機関では請求された金額を支払い、**医療機関の領収証と診療明細**を必ず発行してもらってください。

※医療機関によっては、発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。

4 助成の申請（提出先：お住まいの住所地を管轄する保健所）

申請期間 2020年4月20日まで（受理または消印）

5 県による審査、申請者への支払い

- ・申請内容を審査し、承認された場合は指定の口座に助成金を支給します。
- ・不受理の場合は、その旨を通知します。

住民税非課税世帯に属しない場合、自己負担額が生じます（慢性肝炎 2,000円/回、肝硬変または肝がん 3,000円/回）。

お住まいの市町	管轄の保健所	電話番号
大津市	大津市保健所	077-522-7228
草津市、栗東市、守山市、野洲市	草津保健所	077-562-3534
甲賀市、湖南市	甲賀保健所	0748-63-6147
近江八幡市、東近江市、竜王町、日野町	東近江保健所	0748-22-1300
彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	彦根保健所	0749-21-0281
長浜市、米原市	長浜保健所	0749-65-6662
高島市	高島保健所	0740-22-2526

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/15338.html>



令和元年 5 月 27 日

滋賀県内地域職域医師会 会長 様

守山野洲医師会
会長 衛藤 信之

守山野洲医師会における、役員の任期満了によります理事等
の改選について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、5 月 25 日開催の当会の定時総会におきまして、下記の通り、新理事ならびに
三役および監事、裁定委員、顧問を決定しましたのでご報告いたします。

今後ともよろしくお願いします。

記

1 理 事

衛藤 信之（会長）	
岡田 裕作（副会長）	松川 誠司（副会長）
一山 智	大橋 誠治
川人 浩之	岸本 真人
北野 浩	小西 常起
澤田 正史	鈴木 雅之
津田 透	野々村 和男
野村 哲	藤本 直規
本田 亘	

2 監事

辻 雅衛 ・ 福田 正悟

3 裁定委員

柴田 修行 ・ 白井 博志 ・ 廣永 正紀

4 顧問

福田 正悟（監事併任） ・ 堀部 輝彦 ・ 北野 充

5 任期：令和元年 5 月 25 日（定時総会）～ 令和 3 年 5 月定時総会



滋 環 政 第 4 0 4 号
 滋 薬 感 対 第 7 6 9 号
 滋 農 経 第 5 1 2 号
 令和元年（2019 年）6 月 10 日

一般社団法人滋賀県医師会長
 草津栗東医師会長
 守山野洲医師会長
 甲賀湖南医師会長
 近江八幡蒲生郡医師会長
 東近江医師会長
 彦根医師会長
 湖北医師会長
 高島市医師会長
 大津赤十字病院医師会長
 滋賀医科大学医師会長
 滋賀県病院協会会長
 各病院長

様

滋賀県琵琶湖環境部長
 （公印省略）
 滋賀県健康医療福祉部長
 （公印省略）
 滋賀県農政水産部長
 （公印省略）

令和元年度農薬危害防止運動の実施について（通知）

農薬の危害防止については、従来より格別の御協力をいただいているところですが、近年の食の安全・安心に対する社会の関心は非常に高く、農薬の適正使用と周辺への飛散防止を一層推進する必要があります。

農薬の使用に当たっては、依然として、周辺環境への配慮が十分でなかった事例や農薬の不適切な管理による誤飲事例、農薬ラベルの確認不徹底等に起因する農薬使用基準の違反事例等が散見されており、今後も引き続き、農薬危害防止の徹底を図る必要があります。

つきましては、別紙「令和元年度滋賀県農薬危害防止運動実施要領」に基づき、農薬危害防止運動を実施し、農薬の適正な使用および保管管理等の徹底を図ることとしましたので、その趣旨を御理解の上、格別の御配慮をお願いします。

なお、農薬による事故の実態を把握したいので、処置された場合は、別紙様式により所管の保健所を經由して健康医療福祉部薬務感染症対策課あて連絡いただきますよう、併せてお願いします。

別紙様式

薬品（薬物）中毒届

性別		年齢	歳
患者住所地市町名	市 郡町		
中毒発生年月日	平成 年 月 日		
発生場所			
中毒の原因	服毒 誤飲 使用中の事故 その他（ ）		
中毒発生時の状況			
中毒薬品（薬物） 名および服用量			
同入手経路			
診断年月日	平成 年 月 日		
中毒の程度	軽症 中等症 重症		
症状および処置			
転帰年月日	平成 年 月 日		
転帰の種類	死亡 治癒 転出 その他（ ）		
備考			

上記により届出します。

平成 年 月 日

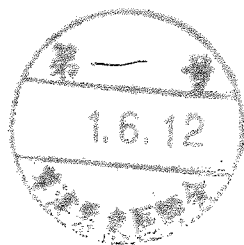
病院・診療所所在地：

名称：

診断医師名：

（あて先）

保健所長



滋 交 第 1 4 5 号
令和元年(2019年)6月3日

各 位

滋賀県土木交通部交通戦略課長
(公 印 省 略)

「令和元年夏の交通安全県民運動」リーフレットの送付について

平素は、交通安全対策の推進につきまして、格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、7月15日(月)から7月24日(水)までの間、「令和元年夏の交通安全県民運動」を展開しますが、この活動が県民総ぐるみで展開できますよう啓発リーフレットを活用され、効果的な推進に特段の御配慮をお願いします。

なお、滋賀県公式ホームページにおいて、データのダウンロードが可能です。

滋賀県土木交通部交通戦略課
交通安全対策室 大森
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3682 FAX 077-528-4837
E-mail: omori-mutsuhiro@pref.shiga.lg.jp

2019年度滋賀県交通安全スローガン

事故ゼロで笑顔広がる 滋賀のまち
渡るかな 止まって譲ろう 横断歩道
自転車 スマホさわるな 前をみて



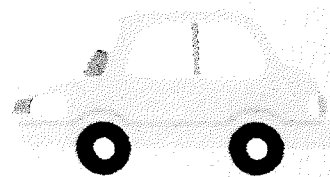
主唱：滋賀県交通対策協議会

夏

令和元年

の交通安全週間

令和元年 7月15日(月)～7月24日(水)



運動の重点

- ① 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転・過労運転の根絶
- ⑤ 横断歩道利用者ファースト運動の推進

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県交通戦略課交通安全対策室 TEL 077(528)3682

51

滋賀県交通戦略課

検索と、検索してください。

●この印刷物は再生紙を利用しています



滋賀県交通安全シンボルマーク

夏の交通安全県民運動

高齢ドライバーを含む 高齢者と子どもの交通事故防止

5月8日、大津市内の県道において
幼い命が奪われる交通死亡事故が発生!!

夏休みに伴い、自宅周辺などで
子どもたちの活動が活発化します。

また、交通事故死者の4割以上
が65歳以上の高齢者です。

子どもや高齢者を見かけたら、
徐行または一時停止するなど、その行動に十分気を
付けて運転しましょう。



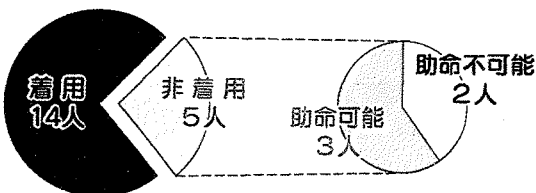
これ以上、大切な命を犠牲にしないため、
一人ひとりが思いやりとゆずりあいを持
った運転をお願いします。

全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの 正しい着用の徹底

昨年、自動車乗車中の死者19人のうち、シートベ
ルト非着用は5人でした。そのうち、3人はシートベ
ルトを着用していれば助かった可能性があります。

近距離の移動においても、必ずシートベルト・
チャイルドシートを着用しましょう。

自動車乗車中の死者のシートベルト着用状況 (平成30年中)

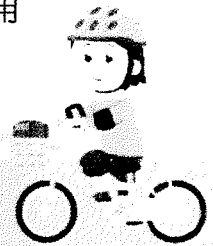


※非着用の死者数は着用不明の者を含む

自転車の安全利用の推進

「自転車安全利用五則」

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

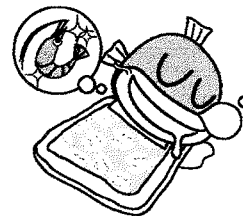


飲酒運転・過労運転の根絶 飲酒運転は犯罪!!

飲酒運転の関係する交通事故は後が絶ちません。
「ちょっとだけ」の軽い気持ちが大事故に繋が
ります。少しでもお酒
を口にしたら運転は絶
対にやめましょう。



過労運転を 「しない、させない、ゆるさない」



熱中症や夏バテ等で体調が
すぐれないときは運転を控
え、運転に疲れを感じたら早
めに休憩を取りましょう。

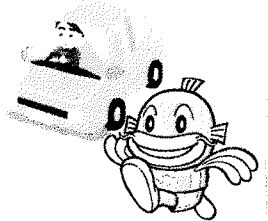
横断歩道利用者ファースト運動の推進

信号機のない横断歩道で歩行者が横断しているときに、車が一時停止している
かについて昨年 (平成30年) JAFが調査したところ、一時停止している車の割合は
全国平均8.6%、滋賀県は全国平均を下回る8.3%でした。

道路交通法では、「横断歩道は歩行者優先」を交通ルールとして定めています。

ドライバーの方は、信号機のない横断歩道を通過するとき、歩行者がいなか
しつかりと確認し、歩行者がいれば車を止め、横断しようとしている方に道を譲りま
しょう。

また、歩行者の方は左右の安全確認や、ドライバーに対して手を挙げるなど横断する意
思表示をし、必ず車が止まった後に横断を始めましょう。



事 務 連 絡
令和元年(2019年)6月20日

一般社団法人 滋賀県医師会 御中
一般社団法人 滋賀県病院協会 御中
各地域医師会 御中

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課

成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの構築に関する研究について(協力依頼)

平素は、本県の感染症対策に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和元年6月19日付けで厚生労働省健康局結核感染症課から別紙のとおり事務連絡がありました。

侵襲性髄膜炎菌感染症については国内症例数が少ないことから、今後県内で症例の報告があった場合、国立感染症研究所感染症疫学センターから県を通じて対象医療機関へ菌株や症例の臨床情報の提供について連絡がいく予定ですので御承知ください。

つきましては、貴会会員あて情報提供について、よろしくお願いします。

滋賀県健康医療福祉部 薬務感染症対策課 感染症対策係 舟山 TEL 077-528-3632 FAX 077-528-4863

事務連絡
令和元年6月19日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの充実化に資する研究について（協力依頼）

標記について、平成28年7月から「厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）」において、成人の侵襲性肺炎球菌感染症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症の4疾患に関して、感染症発生動向に対応する病原体情報の収集等を目的とした「成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの構築に関する研究」（研究代表者：大石和徳）を実施しており、平成28年度から全国の自治体の皆様にご協力いただいていたところです（研究期間は平成31年3月まで）。

今般、上記研究事業に引き続き、平成28年に構築された4疾患のサーベイランスを用いて、各疾患の症例の情報収集をさらに強化し、公衆衛生施策に資するエビデンスを構築することを目的として、「成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの充実化に資する研究」（研究代表者：大石和徳、URL：<http://www.niid.go.jp/niid/ja/ibi.html>）が実施されることとなりました（研究期間は令和元年度から令和3年度までの3か年を予定）。

侵襲性髄膜炎菌感染症については、国内症例数が他疾患に比較して少ないことから、十分な疫学解析ができない可能性があります。このため、成人症例に加え、小児症例を当該研究の対象に含めることとしております。ついては、本研究事業に対して、昨年度に引き続いて研究期間における分離菌株（血液、髄液等から分離）及び症例の追加の臨床情報を提供いただきますよう、貴職管内の医療機関に協力依頼をお願いします。

なお、本件に係る具体的な内容については、追って、本研究の研究代表者又は分担研究者から直接連絡させていただく予定です。その他、詳細については、下記にお問い合わせ願います。

記

研究課題名：「成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの充実化に資する研究」

研究代表者：大石 和徳（おおいし かずのり）

研究機関：富山県衛生研究所長

連絡先：電話番号：0766-56-5506（代表）

F A X：0766-56-7326

以上

事 務 連 絡
令和元年(2019 年)6月 20 日

一般社団法人滋賀県医師会
各 地 域 医 師 会
一般社団法人滋賀県病院協会 } 様

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課

エボラ出血熱に係る注意喚起について

このことについて、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課から連絡がありましたので御承知いただくとともに関係者への周知をお願いします。

担当

感染症対策係

TEL 077-528-3632

FAX 077-528-4863

事 務 連 絡
令和元年6月18日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

エボラ出血熱に係る注意喚起について

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱については、別添の「エボラ出血熱に係る注意喚起について」（平成30年8月2日各都道府県等衛生主管部（局）宛事務連絡。以下「平成30年8月事務連絡」という。）に基づき、ご対応いただいているところです。

現在、コンゴ民主共和国では、北キブ州とイツリ州の両州において、2,000名を超える患者が発生しており、令和元年6月11日には、世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生が隣国のウガンダ共和国でも確認されたと発表されました。

つきましては、平成30年8月事務連絡を再度御確認いただき、引き続き適切に対応いただくとともに、コンゴ民主共和国イツリ州及びウガンダ共和国カセセ県への渡航者に対しても、必要な注意喚起を行っていただくようお願いいたします。

事務連絡

平成30年8月2日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課

エボラ出血熱に係る注意喚起について

平成30年8月1日（現地時間）、世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国北キブ州（North Kivu 州）においてエボラ出血熱が発生したと発表されましたので、お知らせします。

現在、現地調査のためWHO等から専門家チームが派遣されています。

発生地域であるコンゴ民主共和国北キブ州から帰国し、疑わしい症状がある場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

各自治体におかれましては、当該地域への渡航者に対して、改めて注意喚起をお願いします。あわせて、貴管内でエボラ出血熱を含めた一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合における感染症指定医療機関への当該患者の搬送や当該患者の検体移送に関する手続等について、今一度、確認をお願いします。

対応にあつては、平成29年にとりまとめた「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」に留意いただくことを申し添えます。

参考：ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>



令和元年 6月 吉日

各地域職域医師会長 様
滋賀県歯科医師会長 様

滋賀医科大学医学部附属病院

病院長 松末 吉隆

【 公 印 省 略 】

病診連携の推進に係る意見交換会の開催について(ご案内)

平素は本院の運営、特に病診連携につきまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、病診連携の一層の推進を図るため、今年度も標記意見交換会を下記のとおり開催予定です。詳細な開催通知は改めてお送りいたしますが、貴会員の先生方に早めにお知らせいただきまして、ご出席いただきますようご配慮よろしくお願い申し上げます。

また、別紙にてアンケートを添付いたしました。ご回答いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

○ 日 時 令和元年10月31日(木) 午後2時～3時30分

○ 場 所 滋賀医科大学 リップルテラス2階 会議室1

<お問い合わせ先>

滋賀医科大学医学部附属病院

患者支援センター 椎 野

TEL 077-548-2513

FAX 077-548-2815

○複数科による診療紹介の講演を計画しております。

特に、ご希望の診療科がございましたらお知らせいただきますようお願いいたします。

貴医師会・歯科医師会名

草津東医師会

ご連絡先

TEL (077) 563-8380

(9) ご希望の診療科がある

診療科名

心臓血管外科

診療科名

循環器内科

診療科名

精神科

() 特に希望の診療科はない

※お手数をおかけいたしますが、同封の返信用封筒にて 7月10日までに
ご返送いただければ幸いに存じます。

事 務 連 絡

令和元年（2019年）6月24日

一般社団法人 滋賀県医師会	}	御中
一般社団法人 滋賀県病院協会		
各地域医師会		

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課

手足口病に関する注意喚起について

平素は、本県の感染症対策に御協力いただき、ありがとうございます。

このことについて、令和元年6月20日付けで厚生労働省健康局結核感染症課から、別紙のとおり事務連絡がありましたので、御承知いただくとともに、貴会会員に対する周知等、御協力をお願いします。

滋賀県健康医療福祉部

薬務感染症対策課

感染症対策係 舟山

TEL : 077-528-3632

FAX : 077-528-4863

E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp

事 務 連 絡
令和元年6月20日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

手足口病に関する注意喚起について

手足口病については、第23週（令和元年6月3日～6月9日）時点において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく小児科定点からの患者の届出数が、過去20年間で最も多く、今後の動向に注意が必要な状況となっています。

つきましては、平成25年8月6日事務連絡にて周知した「手足口病に関するQ&A」（別添）を再度御確認いただき、管内の手足口病の流行に注意していただくとともに、引き続き、手洗いの励行等の感染予防策について普及啓発に御協力いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 2 5 年 8 月 6 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

手足口病に関する Q&A の更新について

手足口病については、感染症法に基づく小児科定点からの患者報告数が、過去 10 年間で二番目に多い状況となっています。

このたび、国立感染症研究所の協力を得て、業務の参考となるよう、手足口病に関する Q&A を更新しましたのでお知らせします。

引き続き手足口病の流行に注意していただき、手洗いの励行等、感染症予防について、普及啓発をお願いいたします。

手足口病に関するQ&A

平成 25 年 8 月

手足口病についての正しい情報を提供することで、予防策等について理解を深めていただくため、Q&Aを作成しました。

なお、今後の知見の進展等に対応して、逐次、本Q&Aを更新していくこととしています。

<目次>

<手足口病とは>

Q1 手足口病とはどのような病気ですか？

Q2 どのようにして感染するのですか？

Q3 どのような症状が出ますか？

<予防対策について>

Q4 感染しないようにするために、どのようなことに注意すればよいですか？

<治療について>

Q5 治療方法がありますか？

<国内及び世界の発生状況について>

Q6 日本での発生状況は？

Q7 世界での発生状況は？

<参考文献&リンク>

<手足口病とは>

Q1 手足口病とはどのような病気ですか？

A1 手足口病は、口の中や、手足などに水疱性の発疹が出る、ウイルスの感染によって起こる感染症です。子どもを中心に、主に夏に流行します。感染症発生動向調査によると、例年、報告数の90%前後を5歳以下の乳幼児が占めています。病気の原因となるウイルスは、主にコクサッキーウイルス A6、A16、エンテロウイルス 71 (EV71) で、その他、コクサッキーウイルス A10 などが原因になることもあります。

Q2 どのようにして感染するのですか？

A2 感染経路は、飛沫感染、接触感染、糞口感染(便の中に排泄されたウイルスが口に入っ
て感染することです)が知られています。特に、この病気にかかりやすい年齢層の乳幼児
が集団生活をしている保育施設や幼稚園などでは注意が必要です。理由は、子ども達同
士の生活距離が近く、濃厚な接触が生じやすい環境であることや、衛生観念がまだ発達
していないことから、施設の中で手足口病の患者が発生した場合には、集団感染が起
りやすいためです。また、乳幼児では原因となるウイルスに感染した経験のない者の割
合が高いため、感染した子どもの多くが発病します。

Q3 どのような症状が出ますか？

A3 感染してから3～5日後に、口の中、手のひら、足底や足背などに2～3mmの水疱性発
疹が出ます。発熱は約3分の1にみられますが、あまり高くないことがほとんどで
あり、高熱が続くことは通常はありません。ほとんどの発病者は、数日間のうちに治る病
気です。しかし、まれですが、髄膜炎、小脳失調症、脳炎などの中枢神経系の合併症のほ
か、心筋炎、神経原性肺水腫、急性弛緩性麻痺など、さまざまな症状が出るることがあり
ます。(特にEV71に感染した場合には、他のウイルスによる手足口病と比べて、中枢神経
系の合併症を引き起こす割合が高いことが明らかとなっています。)また、手足口病の典
型的な症状がみられずに重症になることもありますので、注意が必要です。なお、近年、
コクサッキーウイルス A6 感染により手足口病の症状が消失してから、1か月以内に、一
時的に手足の爪の脱落を伴う症例も報告されていますが、自然に治るとされています。
手足口病にかかったこどもの経過を注意深く観察し、合併症に注意をする必要がありま
す。

<予防対策について>

Q4 感染しないようにするために、どのようなことに注意すればよいですか？

A4 手足口病には有効なワクチンはなく、また手足口病の発病を予防できる薬也没有
ません。治った後でも、比較的長い期間、便などからウイルスが排泄されることがあり
ます。また、感染しても発病はせず、ウイルスを排泄している場合があります。これら
のことから、発病した人だけを長期間隔離しても有効な感染対策とはならず、現実的
でもありません。前述したように、衛生観念がまだ発達していない乳幼児の集団生活
施設では、施設内での感

染の広がりを防ぐことは難しいです。しかし、手足口病は、発病しても、軽い症状だけで治ってしまうことがほとんどであるという意味で、感染してはいけない特別な病気ではありません。これまでほとんどの人が子どもの間にかかって、免疫をつけてきた感染症です。

一般的な感染対策は、接触感染を予防するために手洗いをしっかりとすることと、排泄物を適切に処理することです。特に、保育施設などの乳幼児の集団生活では、感染を広げないために、職員と子ども達が、しっかりと手洗いをすることが大切です。特におむつを交換する時には、排泄物を適切に処理し、しっかりと手洗いをしてください。

手洗いは流水と石けんで十分に行ってください。また、タオルの共用はしてはいけません。

手足口病は、治った後も比較的長い期間便の中にウイルスが排泄されますし、また、感染しても発病しないままウイルスを排泄している場合もあると考えられることから、日頃からのしっかりと手洗いが大切です。

<治療について>

Q5 治療方法はありますか？

A5 手足口病に特効薬はなく、特別な治療方法はありません。また、基本的には軽い症状の病気ですから、経過観察を含め、症状に応じた治療となります。しかし、まれに髄膜炎や脳炎など中枢神経系の合併症などが起こる場合がありますから、経過観察をしっかりと行い、高熱が出る、発熱が2日以上続く、嘔吐する、頭を痛がる、視線が合わない、呼びかけに答えない、呼吸が速くて息苦しそう、水分が取れずにおしっこがでない、ぐったりとしているなどの症状がみられた場合は、すぐに医療機関を受診しましょう。

<国内及び世界の発生状況について>

Q6 日本での発生状況は？

A6 毎年、夏を中心として発生し、7月下旬に流行のピークを迎えます。過去10年間では、平成23年に最大の流行が発生しましたが、平成25年はそれに次ぐ規模の流行となっており、注意が必要です。手足口病は、ほとんどの場合、軽症で治りますが、重症化する割合が高いといわれているEV71による手足口病も流行していますから、しっかりと経過観察をする必要があります。

Q7 世界での発生状況は？

A7 手足口病は、世界中で日本と同様子どもを中心にみられる病気です。温帯地域では、主に夏に発生します。

EV71による手足口病の流行は、これまでも、アジア各国で報告されています。マレーシア、台湾、中国、カンボジア、ベトナムなどでは、近年、EV71による手足口病の大きな流行が報告されています。

<参考文献&リンク>

国立感染症研究所 手足口病とは？

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/441-hfmd.html>

IDWR 感染症発生動向調査週報 注目すべき感染症「手足口病」:

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/hfmd-m/hfmd-idwrc.html>

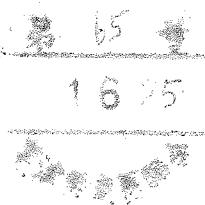
IASR 病原微生物検出情報 特集「手足口病 2002～2011 年」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/hfmd-m/hfmd-iasrtpc/1765-tpc385.html>

WHO (WPRO:WHO 西太平洋地域事務局)による近隣諸国の患者数

http://www.wpro.who.int/emerging_diseases/HFMD/en/index.html

<この Q&A は、国立感染症研究所の先生方の御協力により作成しました>



事 務 連 絡
令和元年(2019年)6月18日

各関係機関・団体 御中

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課

『 第11回 難病のつどい 』の御案内

平素は、当県の保健医療福祉行政に御協力をいただきありがとうございます。
「難病の患者に対する医療等に関する法律」の基本理念にあるように、難病患者が社会の一員として尊厳を保持しつつ、他の人々と共生することが妨げられない地域社会をめざして、特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会と共に、『第11回 難病のつどい』を別添のとおり開催します。

つきましては、ポスターの掲示およびチラシの配布について御協力いただきますようお願いいたします。 20部

あわせて、貴所属職員の参加についてもよろしく願いいたします。

【問合せ先】

〒520-8577

大津市京町4丁目1-1

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課

難病・小児疾病係：大江

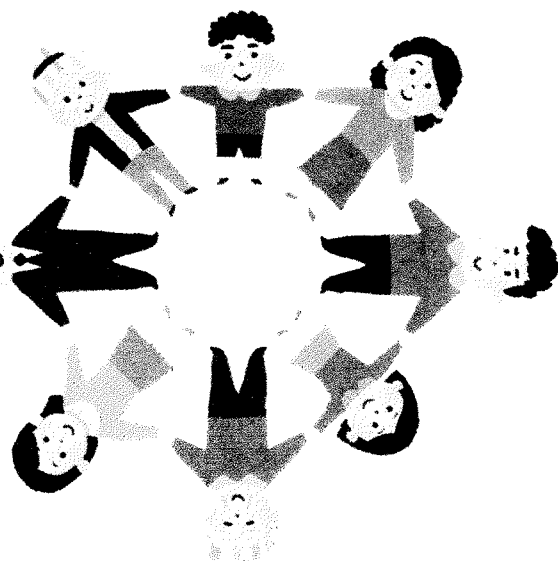
TEL) 077-528-3547

FAX) 077-528-4857

第11回 難病のつどい

難病患者・家族、その他どなたでも参加無料！

「ひとりじゃないヨ！ 全員集合！」



日時

2019年10月12日(土) 11:10~16:00 (受付11:00~)

会場

フェリエ南草津5階
草津市立市民交流プラザ 大ホール

※詳しくは裏面を確認ください。

内容

「一人ぼっちの難病患者をなくそう」というスローガンのもとに
皆さんと交流できるつどいを開催します。

患者会・作業所の紹介と相談、
福祉用具展示、患者による
作品展示もあります。

交流会

11:10~12:10

ホツとサロン

ゆっくりお話ししませんか？ 入退室自由です。
気軽にお越しください。 ※昼食は持参ください。(飲食スペースあります)

オープニング

13:00~13:40

連山 昂太さんによる等身大の書道パフォーマンス
つれやま こうた

第一部

13:50~14:45

シンポジウム：十人十色の物語

司会：滋賀県立総合病院 リハビリテーション医療部 中馬 孝容 医師

難病と付き合っておられる方々から、一歩外に出ようと
思ったきっかけや楽しみ、今頑張っていることを紹介いただきます。

第二部

15:00~15:50

講演「難病患者に必要なリハビリとは？」

講師：滋賀県立総合病院 リハビリテーション医療部 中馬 孝容 医師

体験「江州音頭（難病連.ver）を踊ってみよう」

江州音頭普及会 ⇒難病連.ver は裏面を確認ください。

【お問合せ先・申込み先】⇒裏面の参加申込書を記載の上、FAX または TEL にて申込みください。
※当日参加もOKです!!

患者団体の方↓

特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会
TEL/FAX：077-510-0703

その他の方↓

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課
TEL：077-528-3547 FAX：077-528-4857

主催：滋賀県、特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会

後援：草津市

難病連 江州音頭

へさくば、ふの場々皆様元
ふ々に伺う演題は

難病連の「序」

江州音頭で唄へます

ヨイトマカドシラセの掛者な
宜敷くお願い申しします

二、難病連のスローガンは

一人ぼっちの患者も無さず

或る日突然 言われたか

見込みは、難病は

解らなければ、解らな

これが難病 難病です

三、前を向かず、閉じこもり

同じ患者に会った時

貴方一人じゃ無いですと

解らなくれる人が居る

元氣勇氣 貴はいます
これが難病 難病連

■会場までのアクセス

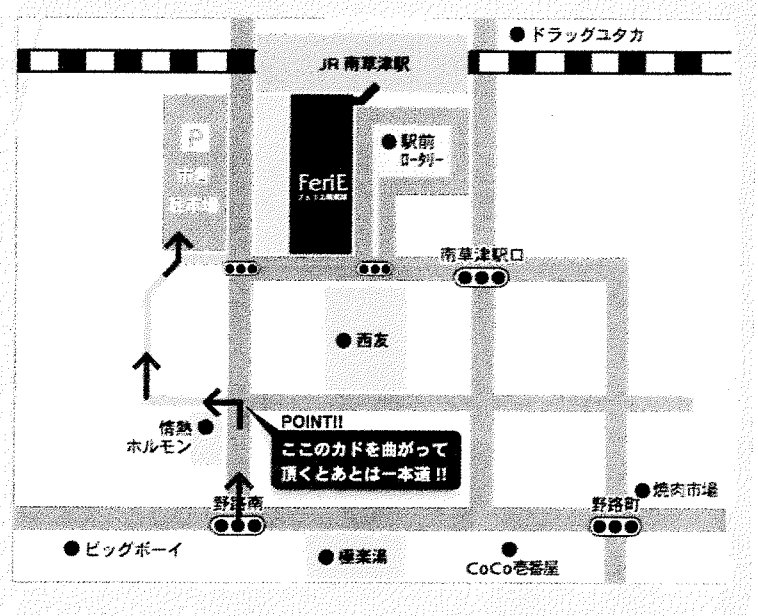
草津市立市民交流プラザ

フェリエ南草津 5階 大ホール

〒525-0059 滋賀県草津市野路1-15-5

《交通案内》

- JR 琵琶湖線：
南草津駅東口すぐのフェリエ南草津5階
 - 自動車・自転車：
南草津駅自転車自動車駐車場をご利用ください。
(駐車券・駐輪券を草津市立市民交流プラザ窓口に提出してください。)
- ※自動車は4時間まで無料。



参加申込書 「第11回 難病のつどい」

⇒参加申込書を10月4日(金)までに
FAX または TEL にてお申込みください。

患者団体の方

特定非営利活動法人
滋賀県難病連絡協議会
FAX. 077-510-0703
TEL. 077-510-0703

その他の方

滋賀県健康医療福祉部
健康寿命推進課
FAX. 077-528-4857
TEL. 077-528-3547

所属等	氏名	必要な配慮	連絡先 (電話番号)

あおばな医療セミナー

『急速に進歩した脂質異常症管理の 現状と残された課題』

開催のご案内

日本医師会生涯教育制度指定講習会(CC75:脂質異常症)1.5単位承認済み

日時:令和元年7月13日(土)16:30~19:00

会場:草津総合病院 9階 あおばなホール

座長 神戸市医療監、公立大学法人神戸市看護大学 理事長 北 徹 先生
社会医療法人誠光会 草津総合病院 会長 柏木 厚典

講演Ⅰ 帝京大学臨床研究センター センター長 寺本 民生 先生
『脳心血管病包括リスク管理チャートの背景と改訂点』

講演Ⅱ 社会医療法人社団 大久保病院 院長 犀川 哲典 先生
『高齢者の血清脂質管理の諸問題』

講演Ⅲ 公益財団法人結核予防会 複十字病院 糖尿病科長 及川 真一 先生
『残余リスクとしての血清中性脂肪管理の意義』

質疑応答

共催:社会医療法人誠光会 草津総合病院
アステラス製薬株式会社 / 興和株式会社

後援:一般社団法人 草津栗東医師会

お問い合わせ先

社会医療法人誠光会 草津総合病院 地域連携課 電話 077-516-2511(直)

草津総合病院 地域連携課 宛
FAX送信番号 077-563-0057

あおばな医療セミナー
『急速に進歩した脂質異常症管理の現状と残された課題』

日本医師会生涯教育制度指定講習会(CC75:脂質異常症)1.5単位承認済み

<申込用紙>

日時: 令和元年 7月13日(土) 16:30~19:00
(受付 16:00より)

会場: 草津総合病院 9階 あおばなホール

医療機関名	
ご芳名	
ご芳名	
ご芳名	

「ご連絡頂いた氏名、所属施設等の情報は、本会の運営及び本会に附属する業務にのみ使用させていただきます」

お問合せ先

社会医療法人誠光会 草津総合病院 地域連携課
TEL 077-516-2511 FAX 077-563-0057
*お電話の受付は平日の9:00~17:00になります。

第2回あおばな医療セミナー

『栄養管理の最前線』

開催のご案内

2019年

7月20日 土 18:00-19:30

場所: クサツエストピアホテル 2F 瑞祥の間

草津市西大路町4-32 TEL: 077-566-3333(代表)

情報提供 『経腸栄養の最新の話』

Opening remarks

社会医療法人誠光会 草津総合病院 病院長 平野 正満

一般講演

座長 医療法人医心会 やまもとクリニック

院長 山本 拓実 先生

演者 社会医療法人誠光会 草津総合病院

消化器外科 部長 一瀬 真澄 先生

「 当院の外来栄養管理の現状 」

特別講演

座長 きづきクリニック 院長 木築 野百合 先生

演者 京都大学 肝胆脾移植外科・臓器移植医療部

准教授 海道 利実 先生

「 消化器疾患におけるサルコペニアと栄養管理の意義

～仕事や人生が楽しくなる“深い話”～」

Closing remarks

草津総合病院 消化器外科 統括部長 水本 明良

* 講演会終了後に情報交換会の場を設けております。

当日はご参加いただいた確認のため、ご施設名・ご芳名のご記帳をお願い申し上げます。
ご記帳いただいたご施設名・ご芳名は、医薬品の適正使用情報および医学・薬学に関する情報の
提供のために利用させていただきます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

共催: 社会医療法人誠光会 草津総合病院 / 株式会社大塚製薬工場 / イーエヌ大塚製薬株式会社

草津総合病院 地域連携課 宛

FAX送信番号 077-563-0057

第2回あおばな医療セミナー

『栄養管理の最前線』

<申込用紙>

施設名		職種
ご芳名		
ご芳名		
ご芳名		

当日はご参加いただいた確認のため、ご施設名・ご芳名のご記帳をお願い申し上げます。
ご記帳いただいたご施設名・ご芳名は、医薬品の適正使用情報および医学・薬学に関する情報の
提供のために利用させていただきます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お問合せ先

社会医療法人誠光会 草津総合病院 地域連携課

TEL 077-516-2511 FAX 077-563-0057

講演会・研修会等のご案内

総務資料 22

第5回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
6月22日(土) 14:30～17:30	第1回スキルアップ研修会(産業医研修会)	彦根勤労福祉会館たちばな大ホール 彦根市大東町4-28	研修 ①「産業医が知っておくべき作業環境管理について」 日本製鉄株式会社 和歌山製鉄所 安全環境防災部 安全健康室 岩根 幹能 先生 ②「日本産業衛生学会職場改善セミナー教材を活用した職場巡視トレーニング」 株式会社平和堂 健康サポートセンター 河津 雄一郎 先生	滋賀県医師会	産業保健担当 会報5月号・FAXにて案内	日医生涯教育制度 CC:11-3単位 日医認定産業医制度: 基礎後期1.5単位、実地1.5単位、生涯専門1.5単位、実地1.5単位(申請予定)
6月23日(日) 9:30～12:30	第2回スキルアップ研修会(産業医研修会)	彦根勤労福祉会館たちばな大ホール 彦根市大東町4-28	研修 ①「事例に見るメンタルヘルスの実際 ～復職へのスムーズな流れ&対応困難なケースへの対応～」 バイオメンタルクリニック 院長 石黒 淳 先生 ②「企業での健康管理の仕組みづくり」 株式会社村田製作所管理グループ フィールドセンタ オフィスサービス課 産業医 忽那 一平 先生	滋賀県医師会	産業保健担当 会報5月号・FAXにて案内	日医生涯教育制度 CC:70-1.5単位 CC:82-1.5単位 日医認定産業医制度:基礎実地1.5単位・後期1.5単位、生涯実地1.5単位・専門1.5単位(申請予定)
6月23日(日) 13:30～16:30	第1回リフレッシュ研修会(産業医研修会)	彦根勤労福祉会館たちばな大ホール 彦根市大東町4-28	研修 ①「産業医活動関連法改正と通達平成26～30年度(安全衛生情報センター)」 一般財団法人近畿健康管理センター 理事長 木村 隆 先生 ②「治療就労両立支援・障がい者雇用における合理的配慮」 南森町 CH労働衛生コンサルタント事務所 辻 洋志 先生	滋賀県医師会	産業保健担当 会報5月号・FAXにて案内	日医生涯教育制度 CC:6-3単位 日医認定産業医制度:基礎後期3単位、生涯更新1単位・専門2単位(申請予定)
7月6日(土) 15:00～18:00	滋賀県医師会スポーツ医研修会 (日本医師会認定健康スポーツ医制度健康スポーツ医学再研修会) (第8回びわこスポーツ医学カンファレンス)	クサツエストピアホテル 草津市西大路町4-32	講演 ①「ジュニア世代ラグビーへの医科学的サポート」 古谷整形外科院長 日本ラグビーフットボール協会2019・2020医務関連連絡協議会議長 同メディカル委員会アドバイザー 古谷 正博 先生 ② ジュニア世代のラグビー:医科学的視点を含めて 「世界、日本」高校日本代表監督、光泉高等学校監督 栗師寺 利弥 先生 「滋賀県」 滋賀県高等学校体育連盟理事長 東谷 正宏 先生 ③ディスカッション 指定発言 元日本代表 仙波 智裕 氏 滋賀県ラグビーフットボール協会医務委員長 高山 昌奎 先生	滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催	スポーツ医担当 会報4月号 FAXにて案内	日医生涯教育制度 CC:1-1単位 CC:10-2単位 日医認定健康スポーツ医制度再研修2単位(予定)
7月13日(土) 14:10～20:00(予定)	WATCH in Shiga 2019	ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 3階 大会議室 大津市におの浜1-1-20	臨床研修1年目研修医対象	滋賀県医師会	生涯教育担当	未定
7月23日(火) 15:00～16:00	第1回小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡)	近江八幡地域医療支援センター内 多目的室 近江八幡市出町381	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 西澤 嘉四郎 先生	滋賀県医師会	近江八幡市蒲生郡医師会 会報5月号	日医生涯教育制度 CC:8-1単位
7月26日(金) 14:30～15:30	2019年度死体検案研修会(高島市)	高島市民病院 健診棟3階大会議室 高島市勝野1667	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
7月26日(金) 14:00～15:00	第2回小児救急医療地域医師研修会(彦根)	彦根市保健・医療複合施設3F 彦根市八坂町1900-4	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 石上 毅 先生	滋賀県医師会	彦根医師会 会報5月号	日医生涯教育制度 CC:8-1単位
9月24日(火) 15:00～16:00	2019年度死体検案研修会(近江八幡市蒲生郡)	竜王町公民館 蒲生郡竜王町大字小口276-1	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
9月26日(木) 14:30～15:30	2019年度死体検案研修会 (東近江)	東近江地域医療センター 多目的室 東近江市中小路町483-4	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
9月28日(土) 15:30～16:30	第3回小児救急医療地域医師研修 会(草津栗東)	草津市立サンサンホール 草津市大路二丁目11-51	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 吉岡 誠一郎 先生	滋賀県 医師会	草津栗東医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
10月24日(木) 14:00～15:00	2019年度死体検案研修会 (守山野洲)	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
10月24日(木) 14:30～15:30	第4回小児救急医療地域医師研修 会(東近江)	東近江地域医療支援セン ター内多目的室 東近江市中小路町483-4	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 伊藤 英介 先生	滋賀県 医師会	東近江医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
10月24日(木) 15:00～16:00	第5回小児救急医療地域医師研修 会(湖北)	湖北医師会内 メディカルサポートセンター 長浜市宮司町1181-2	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 成宮 正朗 先生	滋賀県 医師会	湖北医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
10月25日(金) 14:30～15:30	第6回小児救急医療地域医師研修 会(高島市)	今津サンブリッジホテル 高島市今津町今津1689-2	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 有田 泉 先生	滋賀県 医師会	高島市医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
10月26日(土) 16:00～17:00	第7回小児救急医療地域医師研修 会(大津市)	琵琶湖ホテル 大津市浜町2-40	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員長 西島 節子 先生	滋賀県 医師会	大津市医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
11月7日(木) 15:00～16:30	第84回学校保健学校医研修会	ピアザ淡海 滋賀県立県 民交流センター 大津市におの浜1-1-20	演題「がん教育(仮)」 公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 水田 和彦 先生	滋賀県 医師会	学校保健担当 会報6月号	日医師生涯教育制度 申請予定
11月27日(水) 14:00～15:00	2019年度死体検案研修会 (彦根)	彦根市保健・医療複合施 設 くすのきセンター 彦根市八坂町1900-4	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
11月28日(木) 15:00～16:00	2019年度死体検案研修会 (大津市)	琵琶湖ホテル 3F瑠璃 大津市浜町2-40	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
11月30日(土) 16:00～17:00	第8回小児救急医療地域医師研修 会(甲賀湖南)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 田中 直人 先生	滋賀県 医師会	甲賀湖南医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
12月19日(木) 14:00～15:00	第9回小児救急医療地域医師研修 会(守山野洲)	すこやかセンター内 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 松川 誠司 先生	滋賀県 医師会	守山野洲医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
2月6日(木) 14:30～15:30	2019年度死体検案研修会 (甲賀湖南)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
2月27日(木) 15:00～16:00	2019年度死体検案研修会 (湖北)	湖北医師会 会議室 長浜市宮司町1181-2	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位

草津栗東医師会・行事予定表

令和元年 7月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	月	草津栗東地域医療推進会議	pm2:00～	サンサンホール役員会議室
2	火			
3	水			
4	木			
5	金	カルテ研究会	pm2:00～3:00	医師会会議室
6	土	囲碁同好会	pm 2:00～	医師会会議室
7	日			
8	月			
9	火			
10	水			
11	木			
12	金			
13	土	WATCH in Shiga 2019	pm2:10～8:00	ピアザ淡海
14	日			
15	月・祝	指導碁	am10:30～	うお菊
16	火			
17	水			
18	木	滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	pm 2:30～	滋賀県医師会
19	金			
20	土	7月理事会	pm 2:00～	医師会会議室
21	日			
22	月			
23	火			
24	水	第1回湖南地域災害医療体制検討委員会	pm1:30～3:00	草津保健所
25	木			
26	金			
27	土	7月例会	pm2:00～3:30	サンサンホール3F
		自浄作用活性化委員会	pm 3:30～	サンサンホール3F
28	日	ゴルフ同好会		信楽カントリー倶楽部
29	月			
30	火			
31	水			